

文部時報

第 1067 号

昭和41年 7月

◆座談会◆

「後期中等教育のあり方について」

(出席者)・小川定胆・平塚益徳・黒板駿策
・鈴木重信・副島一之(司会)西田亀久夫

2

各種学校制度整備の方向 大崎 仁 26

勤労青年の教育 石川 智亮 33

高等学校教育における勤労青少年

教育 古村 澄一 38

青少年の成長と能力の開発 沢田 慶輔 44

新しい通信教育の姿を求めて

—NHK学園の教育実践の側面— 高塚 眇 49

著作権制度改正の方向

—2、3の問題について— 佐野文一郎 57

欧米における理科教育改善の動き 大橋 秀雄 70

各国におけるガイダンスと

大学入試制度 大臣官房調査課 77

教育用語「観察指導」とは 津村 令子 64

連載第六回

人物を中心とした社会教育史

「視聴覚教育」(その1) 鈴木 勉 85

文部省の会議・行事等から 66

文部省重要通達一覧 95

表紙 松村 優 カット 須貝夫早子



全国学力調査実施

昭和41年度の全国小・中学校学力調査は、さる6月24日いっせいに実施された。実施科目は小学校5年の国語・算数・音楽、中学校の1年・3年の国語・数学、3年の技術・家庭で、昨年同様20%の抽出、80%の希望参加だったが、一部を除き平穡に行なわれた。写真は渋谷区立大向小学校の学力調査を視察する文部省斎藤初等中等教育局長。

第8期国語審議会委員による初総会は、6月13日東京・平河町の全共連ビルで開かれ、会長に前田義徳氏(NHK会長)を互選した中村文相はこの審議会に「国語施策の改善・具体策について」諮問し、①当用漢字、②りがなのつけ方、③現代かなづかいなどについて検討を依頼した。写真は総会でいさを述べる中村文相。



人物を中心とした 社会教育史



鈴木 勉

視聴覚教育（その一）

一、庶民教育の時代

明治初年からおよそ百年の間にわたる社会教育における視聴覚教育の歩みを概観し、そして、とくに、その発展に何らかの歴史的な役割をもった人びとができるかぎり織りこみながら述べるのが本稿のねらいである。

はじめに、この庶民教育と題した理由を述べておきたい。たしかに、明治以前の庶民教育は、今日われわれの周囲にみられるいわゆる社会教育の概念とは異なるし、区別されなければならない。しかし、学校という特別の教育機関をもたないで行なわれた教育的活動を実践し、指導した人びとは教育史の古代、中世、近世の中に見い出される。聖德太子、弘法大師、貞原益軒、石田梅巌、二宮尊徳、福沢諭吉などの業績は偉大な社会教育家ということができよう。このように社会教育史をみると、古代から、ときに消長はありながら、連綿としてその歩みをつづけ、戦後、民主主義思想のぼつ興によって社会教育の発達が大いに助長され今日の進歩ぶりをみるにいたったという見方が、一般的な社会教育論である。

そこで、このような考え方たって、社会教育史の中での視聴

覚教育の分野についても、その歴史の歩みを概観することが必要と考えた。

したがって、明治初年からの社会教育における視聴覚教育の歩みを述べるにあたっても、遠く古代にまでさかのぼって庶民教育における教育法の中に視聴覚的方法を求める。

＊

＊

奈良時代（八世紀）、遣唐使による唐文化の盛んな授取によつて、仏教文化の渡来とともにもたらされ、わが国で制作された絵巻物形式の最古の遺品である「絵因果經」がある。

もともと、わが国でも絵巻物形式のものは、このころより以前にも作られていたといわれているが、しかし、日本的な内容と様式をそなえた純粹な絵巻が生まれるようになつたのは平安中期（十世紀から十一世紀）のころである。これら絵巻物の内容は、宗教的なものと、説話、物語、伝記などであつて、日本語とこれを「讀書」といふ。これらを解きした絵画とが交互に配列して説話をすすめる形が多かつた。内容の多くは、仏典類、仏寺や神社の由来、神仏の靈験を描いた縁起物、高僧の伝記などであつて、仏教的あるいは神道的なモラルが必ず説かれていた。しかし、この絵巻物の発達も、鎌倉時代（十二世紀）の全盛期を経て、十六世紀をもつて終わつてゐるがこの間、視覚に訴える絵画と文字を組み合わせての表現方法は、そのころの文字のよめない多くの庶民に宗教的な道徳や教養などの理解を容易にし、民衆を教化するための広い意味の社会教育の役割を果たしたものといえよう。この絵巻物の前後七世紀にわたる

間に、特に記しておきたいことは、平安中期（十一世紀初期）、天台・真言の仏教が土着信仰と融合しながら、新しい宗教を形成はじめた時期で、その新興宗教の一つに修驗道がある。これは山岳信仰と、真言宗、原始神道との混合した宗教で、その成立の場所は熊野といわれてゐるものである。この信仰を布教するための方法として御師、先達という外郭団体の組織化がつくられたが、一方、全国を行脚する布教者がある。熊野巫女はその一つであつて、彼女らは、布教の片手間に、各地の世間話を伝え、民衆の間により強い定着力をもたらしたらしい。（柳田國男「女性と民間伝承」）。さらに、「嬉遊笑覽」には「熊野の絵と名づけて、地獄極楽、すべて六道のありさまを絵に書きて絵ときといだし」と述べられている。この絵ときとは持参の絵巻物をひろげて雉の羽根で指示しながら説法するという方法で今日の視聴覚教材の一つである紙芝居に類似しており、この視覚的表現形式は、昭和五年ごろから、東京の下町に発生した街頭紙芝居の元祖ともいうことができよう。

室町期（十五世紀）にはいると熊野巫女のみならず、寺社にれい属する庶民たちが、絵解き師として独立して活動を行ないはじめた。したがつて、教材としてのその絵巻物の需要も増加して、ついに、それらは印刷物として複製されるようになつた。「融通念仮縁起」などは、複製絵巻物の一例であり、わが国における民衆教化の資料として最初のものもある（加藤秀俊「見物からテレビ」）（参考）。

また、今日、視聴覚教材の一つである模型類に属し、ひな型絵験を与える教具が、八世紀の初頭につくられている。当時は、貴族が衛士や防人として微集した庶民の壯丁たちに武術の教育を行なう必要からその練習用の武具をくふうして使用していた。このことは、武術教育用の準教科といわれている「軍記物語」（小弓、箭矢、小馬、鹿的の類など）ができた十三世紀の初頭であったことをみると、文字を教育の手段としたことよりも早くくふうされたひな型絵験の教具として考えられる。これら武術教育用の教具は十一世紀にはきわめて一般化し普及している（「授業の科学」第一卷、第一章、II、参照）。

中世教育史の中で、從来、主として研究されてきたものは、足利学校、金沢文庫などの教育機関、禪林教育、世阿弥の芸能教育、武家の家訓、寺子屋の起源、そして往来物の研究などであつた。このうち、特に挿絵入りの往来物については、次の世代である近世における庶民教育の教科書としての往来物との関連を考えると重要な意味をもつてゐるといえる。また、この期に、講組、寄合などがつくられ、そこで特に宗教的な心意伝承による教化がいかに庶民の情操の上に多くの影響を及ぼしていったかは社会教育史の研究課題として、また、視聴覚教育の觀点からその教化の方法は今後の研究課題でもある。

近世にはいると、教育の体制は、武家の教育と庶民の教育とに分かれていた。武家の子弟を教育する学校においては、中世以来の伝統が受けつがれ、中国の古典である四書五經をその主な教

科書とし、その素読によつて暗記することを学業としていた。これに対して、庶民教育は日常生活に必要な実学を修得するため、生活の現実から編成された内容である読み、書き、算盤を中心とした。そして、このような内容を教えるために、直觀教育法が採用されていたことは必然的な結果であるといえよう。

その一例に、近世になつて、庶民の日常生活に必要な基本文字を教える初歩本としてあげられてゐる教材には、「四言対相」（中國において編さんされたもので、一ページに四つの文字とそれを現わす絵が横にかかれある小冊子）がある。さらに、この本よりも多くの挿絵を挿入して、子弟の初歩学習に視覚的な方法を取り入れたものに「訓蒙図絵」がある。これは、自然や社会のあり方などを圖解によつて詳細に描いた絵解き百科全書ともいえるものでその種類も多く、内容もさまざま當時かなり一般に普及した通俗書といわれてゐる。また、この本は、教科書としても幼児から成人にいたる広い対象に、多種多様な知識を、容易に理解させ得たものといわれてゐる。

つぎに、近世の社会教育史にかかることのできないものに、石田梅巌の心学がある。この心学の教化方法は、たしかに講釈の中にもその全生命を打ち込んだことはよく知られている。しかし、この口で説いて耳に聞かせる方法の道話とならんで、この心学の教化方法は目に訴えて、心にしみこませようとする企てが行なわれてゐる。

江戸中期以後の庶民は、寺子屋や郷学の発達、平民文学の普及

などによって、次第に文字に親しんできたとはいえ、むずかしい漢字には近づけないのが一般的の傾向であった。当時、学問といえれば、難解な漢字のつみ重ねでありしかもむずかしい思想は伝達しにくい情勢であった。心学者たちの教化方法は、それだけに、みなみならないが重ねられていた。

この心学の目に訴える教化方法に力をいた理由として次の四つの理由があげられている（石川謙「心学」参照）。

一 講釈や道話で話して聞かせた要旨や、力説した点を刷り物にし、それによって、説話の要点を明確に印象づけるため。

二 刷り物を聴衆の手もとに保存させて、聞いた話を思い出させたり、考え深く味わせたりするため。

三 講席からはなれて、単独に刷り物だけでひろく教えを伝えたり、日常生活の心得を、あるいは重点的に、あるいは納得の行くように、親切ていねいに説くため。

四 講席へ出席できなかつた人、出られぬ時にも働きかける方法で、一枚刷りのものならば、（刷りものは、一枚刷り、小冊子、單行本の三種あった。）家の中の壁、ふすま、屏風にはりつけておき、日常生活の中での教えにふれさせる機会をつくるなどのため。

このような教化の手段は、もちろん庶民教化という心学の使命から生まれたもので、その文体の中には、俚諺体（都々逸、教え唄）、短歌体（和歌、道歌、狂歌）、長歌、標語体（單語、單句、警語）、俚諺体（格言、俚諺）、文章体（家訓、遺訓、説明文、教訓

文、消息文、その他）など六つの文体を含んでいる。

これら印刷物（「施印」といってある）のうち一枚刷りのものうち、たとえば、安永二年（一七七三年）注、梅巖の没後約三十年後（）のころ出版された、梅巖の高弟の一人であった手島堵庵の一首ごとに別々に刷り上げた「いろは歌」、俚諺体（これは都逸調の）と短歌体（和歌）などは、上部に文字を、そしてその意味を漫画風の風刺画に下の部分に描いてあるもの。また、堵庵の「商人一枚起請文」、「慾と無慾の弁」、鎌田一憲（一七二一年一八〇四年）の「うかうかといふてうかうか」「鬼の相」など教えようとする内容と逆の題名をかかげて、よむものを深く考えさせようと仕組んだ方法がある。

このほか、庶民の生活の日々見ききし親しんでいる世事世相、信仰、遊芸などを取り上げて説き、途中から突然、精神、道徳の問題にすりかえる方法をとっているものもある。「男作五雁金」はその一例で、当時歌舞伎芝居で人気を呼んでいた俠客五人男のいでたらや似顔を大写しに描いて「勇なきよわものの看板なり」と注をつけ、また「影ぼうしは心のすがた」では、手指で作り出す影ぼうじ二十種ほどを絵解きにして、その下に影は心のすがたとい

解をたすけている。このような編集方法は、算術の教科書である「塵劫記」も、そろばんの珠の運びを図解して示すなど、その効果を意識してつくられている。また、「庭訓往来」は、武家の日常生活に用いられている多くの單語を、書簡文の様式にあらわし、これららの單語を教えることをねらいとしたものであったが、これも、單語の示している実体をその文字の下に絵であらわし、子弟の日常生活に必要な單語の読み書きを学ばせるとともにその文字の示す実体を容易につかむことができるようと考えられていた。また、このほかに「商売往来」「諸職往来」などの刊本にも絵解きをつけたものが少なくない。

このように庶民教育の教材として編集され、刊行された教科書は、言葉（書かれた言葉としての文字を含めて）が表わしている事物や現象を絵図によって解説したものが多くあった。この意味は、寺子屋における子弟の教授内容をできるかぎり現実的にするという庶民的な教育技術の現われであり、近世、特に徳川期における絵画による視覚教育の方法を自らの教育様式として提唱し、実践したものとして高く評価されてよい。

さらに、今日でのマス・コミと社会教育という観点から、歴史をよりかきつてみよう。寺子屋の形態が整つていなかつた。室町時代から江戸初期までは、前述のような読み、書き、そろばんなどの教科に相当するものではなく、したがって教科書に準ずるものもなかつた。そのころ、武士や庶民の間にひろく読まれた読みものは、太平記のような章記物、前に述べた往来物、および一寸法

師、酒香寅子、浦島太郎などのいわゆる「お伽草子などがある。」

とお伽草子は、福富草子をはじめ、そのころ語っていた童話を、文章と絵画によつてつくりられており、広く読まれていたといふ。このことは、当時庶民の家庭の幼児たちに与えたその影響はまことに大きなものがあつたことが考えられる。このお伽草子が、明治、大正、昭和と年を追うごとに、草双紙となり、絵本にかわって、今日、わが国の子どもの絵本の蔵書数は世界一といわれているまでになっている。幼児が絵本の絵を通じて、自分の身のまわりの器物の名前をおぼえ、また、望ましい行動様式も相似的に学習することは昔も今も変わることはない。このように絵本の教育的機能を考えると、お伽草子から今日の絵本までが、そのまま、われわれ日本人の精神形成の歴史の一部として重要な役割をもつことを考えたい。

さらに、明治期以前の社会教育の役割をはたしていたと考えられるものがある。それは今日のマス・コミに相当するものとして興行ものである。

藤原衛彦「見世物史」によると、わが国の見世物の起源を、一四四九年、京都、清水にあらわれた八百比丘尼をはじめとしている。そしてこの見世物が、民間信仰と関係がありわが国の見世物の発生の時から宗教性をもつていたこと、その宗教性が長くわが国の見世物史の中心的な要素であることを説いている。

その具体的なあらわれは、奇型な人間(小人、ロクロ首などの)や身体不具者を見せ人間の悪業の説教として因果応報を説き、罰

の感念を庶民にうつけていた。その説くところは前近代的な道徳哲学であるにせよそれらは第二次世界大戦以前まで長く続げられてきた。それらは神社、仏閣の境内での小屋掛けでの興行であつたり、江戸後期の櫛屋南北の因果劇であり、明治中期の三遊亭円朝の怪談につながり、いわゆる視聴覚的な手段によって、大衆の心性にくい入った見世物がもつていて宗教的な教訓の効果は見のがすことはできない。さらにこれらの見世物は単に娯楽としてのものではなく、その内容には道徳性を主題としたものが融合してのものである。

以上のように、明治期以前の庶民教育、特に近世の庶民教育は、庶民生活の現実的なものに深くその根を下ろすようになるとして、自ら視聴覚的方法を展開させるようになつたことが特質といえよう。

二、通俗教育の時代

通俗教育とよばれる時代は、およそ明治期の民衆教育をさしているのが普通である。

しかし、行政上の機構のなかにはじめて通俗教育の語が使われたのは、明治十九年二月二十七日付の文部省官制が定められたときである。

大臣官房総務局、学務局、編輯局、会計の四局が設けられ、その学務局第三課の事務所掌に「第三課ニ於テハ師範学校幼稚園及通俗教育ニ関スル事務ヲ掌ル」とある。その後、大正八年六月二十一日、文部省官制が改正され、普通学務局第一課が設けられ、通俗教育・図書館および博物館、青年団およびその他に關する事務をつかさどる、今日いわれている社会教育に関する主管課が新設された。ついで、大正十年六月二十三日、文部省官制の改正の際、從来用いられていた通俗教育という語を社会教育に改めた。しかし、この前年(大正九年五月)、各地方府学務課内に社会教育担当の主任吏員すなわち社会教育主任を特設するよう各地方長官あての通牒が出され、さらに大正十年十月には、文部省主催の第一回社会教育主事協議会が開かれたという経緯もあつた。

したがつて、通俗教育の時代といふ分け方を正確にいうならば明治初期から大正中期までといふことが適切になるわけである。

明治五年八月三日、学制が発布され、近代学校への歩みがはじめられた。同年九月八日に「小学校則」が制定され、同年十月には文部省内に教科書編成掛がおかれたが、その年の十一月にはその係は東京師範学校に移され編輯局となつた。そして、ただちに小学校用教科書の編集に着手した。そして、まもなく教科書、諸掛図が出版されるようになつた。この編さん指導にあつたのは米国人エム・エム・スコットである。スコットは、明治四年八

月来朝し、大学両校の教師をしていたが、同氏が米国における師範学校教育に理解と経験をもつていていたことから東京師範学校に招へいした。師範学校においては米国の中学校そのままでよい教育方法がとり入れられ、当時米国の小学校で使用していた教科書、教具、機械類などがいっさい注文しとりよせられてから授業をはじめたという事情であった。したがつて、わが国の明治初期の教科書が多く米国教科書のほん訳であったことも理解できる。この時に編さんされた諸掛図のうちによく知られている「單語図」、「連語図」などがある。また掛図の一つに「教育錦絵」がある。この教育錦絵は、明治六年ごろ、修身や理科関係の教材を錦絵大の豊絵にし、淡彩をほどこした四、五種の「文部省製本所発行記」の印記付きが出版されている。江戸中期に最も隆盛を示した錦絵の技術を近代学校の教材に活用したことの意味はまさに興味ある事がらである。

学校教育における視覚教材のこのよだれな動向に対し、通俗教育の分野においては、明治六年、文部省は、就学前の幼児の家庭教育を助けるために一つの方途を講じている。それは、次のように遠達によつて知られる。

(原文のまま)

明治六年十月七日

第百二十五号 文部省布達

幼童家庭ノ教育ヲ助ル為ニ今般当省ニ於テ各種ノ絵画玩具ヲ製造セシメ之ヲ以テ幼稚坐臥ノ際遊戯ノ具ニ換へハ他日小学就

業ノ階梯モ相成其功少カラサルヘク依テ即今刻成ノ画四十七種
製造ノ器ニ品ヲ班布ス此余猶漸次製造ニ及フヘク入用ノ向モ之
レアラハ当省製本所ニ於テ払下候條此旨布達候事
この四十七種の絵は、「西洋器械發明者の像、わが國の子どもの
遊戯に勧戒發明を示唆した摺物」などで、製造の器とは「札で字
を作る工夫したもの」と「建家の仕掛け」で、積み木の類のもので
あつたらしい。

これは、文部省が、社會教育用に視聴覚教材を頒布した最初で
ある。

文部省が、近代的な視聴覚教材を教育の場に利用させようとした
最初の方策は、明治十三年（一八八〇年）である。當時、すでに
各府県に師範学校が設けられていたので、これに対し教授用教具
の獎勵品として、幻燈機および写真スライド（ガラス製のもの）
を頒布している。しかし、その製作費は當時としては高価（スラ
イド一枚一円）すぎたことから、この事業はわずか三年後の明治
十六年に中止された。しかも、この間、文部省に備えてあるこれ
らの教具を、東京府下および近地の学校からの希望によって貸し
出すという制度も実施していた。

このことは、今日の視聴覚ライブラリーの原形としての機能を
考えた制度であったといえる。

この画期的な事業を遂行した中心人物は、わが國産業教育界の
大先輩である手島精一である。「嘉永二年（一八四九年）生まれ、
大正七年（一九一八年）卒去」。手島は、明治三年、米国に留学、
十六年に中止された。しかも、この間、文部省に備えてあるこれ
らの教具を、東京府下および近地の学校からの希望によって貸し
出すという制度も実施していた。

このことは、今日の視聴覚ライブラリーの原形としての機能を
考えた制度であったといえる。

明治四、五年ごろ彼が二十四、五歳のときに、外国人（オランダ
人ともいわれている）が幻燈をもって来たのに関心をもち、その
製作技術の伝授をうけて幻燈画の製作を始め、京、淺草並木町
四番地に鶴淵幻燈舗を開業したのが明治七年であった。これがわ
が国の最初の幻燈製作業者であろう。なお、當時この業界の競争
相手として吉沢商会というのがあった。鶴淵初蔵は、明治四十二
年六十三歳でなくなり、その息近之助がその業を継ぎ、明治四十
五年、神田表神保町に、さらに根津西須賀町に移って、大正年間
を経て、昭和十九年、三代目の当主鶴淵武夫が、第二次大戦で比
島方面に出征、生死不明になるまでの間、鶴淵幻燈活動教育社と
して存続していた。ついでに、大正五年十二月、當時鶴淵教育幻
燈活動製造会社としての幻燈器械及映画、活動機及活動画定
価表によると、これには、教育幻燈画が、学術、宗教、教育、衛
生などの分類によるもの一六二組三、六三七枚の多数にのぼり、
活動画（映画フィルム）も100以上（このところ落丁がある）
を製作販売していた（以上鶴淵に關することは、稻田達雄所有の資
料による）。

中島精一については、現在のところ、理科学方面に理解の深か
った写真師であったというだけで、これ以外は明らかではない。

ここで「幻燈」という名称についてふれておこう。このよび名
は、手島精一がつけたといわれている。また、文部省が教育用に
獎勵品として頒布した明治十三年から「幻燈」という名称が固定
したといつてよい。手島がこの語の発明者という理由はある。手

島は、明治三年、初めて渡米する以前、大学南校の英語科の大助
教柳本直太郎の書生として、洋学を勉強していた。そのころの英
語の學習には「英和対訳袖珍辞書」（文久二年一八六二年発行）が
使われていたようである。この辞書では「Magic-Lantern」を
「幻燈」と訳してある。手島も多分この訳語を用いたことと考え
られるからである。

先きに述べた明治六年、家庭教育のための視聴覚教材の頒布と、
明治十三年から三か年間にわたって、教員養成機関に対する近代
的視聴覚教材の提出という、文教行政の発足当初にとられた視聴覚
教育についての方策は、明治十六年で中止され、以後、明治四十
四年まで行政上に視聴覚教育関係事項は見あたらない。

しかし、この行政上の空白時代に、民間において、通俗教育に
スライドの利用に苦心努力し、全國に普及させた人びとがいる。
それは先きに述べた文部省が幻燈の製作を依頼した、鶴淵初蔵
と中島精一である。この両者は、文部省が、幻燈機およびスライド
の頒布を中止したことの遺憾として、この有益な装置を民間にひ
ろめようと考えた。

明治十六年三月、「教育幻燈会」をつくり、江東井生村棲に無料
公開し、つづいて各地を巡回して宣伝普及につとめた。しかし、
その上映したものが専門的なものや學術的な教材スライドであつ
たことから、一般の関心は薄かった。ときには地方の教育会から
出張上映の依頼もあったが、この時代はまだ幻燈の教育的利用を
受け入れるには遠かつた。その後「大日本教育幻燈会」と改め、

なお教育スライドの利用普及につとめ、明治十九年ごろから徐々にその努力が実を結びはじめた。明治二十年代は、歴史上画期的な時代にはいる。二十二年二月十一日、憲法發布、翌二十三年十一月二十九日、第一回帝国議会開会、また、国民自由党の結成など政治様相は一変すると同時に、教育面においても、明治二十三年十月三十日、教育に関する勅語発布により、教育の目標が明示されて、一般国民も教育に対する関心も次第に高まり、学校教育にとどまらず、青年教育から成人教育への関心も強くなり、青年会、報徳社などの社会教化団体が結成され、社会教化運動が活発化してきた。このような情勢の中に教育幻燈会の事業も漸次全国に普及し、明治三十七、八年ごろ、活動写真のぼっ興まで二十余年にわたってわが国の通俗教育における幻燈利用の一エポックを築いた。

明治二十七年、日清戦争がはじまると、各種の社会教化団体の活動は戦意高揚に集中し活発化してきた。教育幻燈もこれに協力、巡回幻燈映写会が各地で開催されていった。二十七年には、戸田氏共伯爵（宮内官、式部長官、安政元年六月二十六日生、昭和十一年二月十七日没、八十三歳）を会長に、鹿島清兵衛の尽力によって「日本幻燈会」が組織され、さらに同年、鹿島が発起人となり「報国幻燈会」をつくり、教育幻燈が、戦費、義捐金の募集中にあたる等、その社会的な貢献は大きなものがあった。なお、この鹿島清兵衛は、慶應二年、兵庫に生まれ、明治から大正期にかけてわが国の写真界の貢献者といわれている。写真の技術的な

研究に、また、幻燈利用の普及に経済的な支援者でもあった。後年は余りめぐまれず大正十三年八月六日没した。

日清戦争が終わって、幻燈映写会は、社会けいもうの役割をになつて普及して行った。その映写内容は、皇室関係、歴史、時事、保健衛生、文芸などのものであった。このような普及活動が続けられているうち、明治三十七、八年、日露戦争が起り、幻燈は再び国民の戦意高揚と情報宣伝のために活用され全国的に巡回映写会が開催された。

* * *

以上のように民間における幻燈利用のはなやかな活動も、日露戦争の終了とともに、そのころ、活動写真が輸入され、一般に普及するにしたがって、一般の興味から次第に離れて行き、その影を薄めていった。

（社会教育局視聴覚教育課専門員）



第一〇六七号
昭和四十一年七月五日 印刷
昭和四十一年七月十日 発行

★さる四月二十八日、中央教育審議会第二十特別委員会は「後期中等教育のあり方について」の中間報告を公表しました。本誌でも、すでに五月号でこの報告の全文を掲載しておきましたが、それと関連して、本号では後期中等教育の問題を中心に編集しました。座談会では、「後期中等教育のあり方について」と題し、中間報告の内容にたいする感想、批判、要望などを多角的な視点から問題にしています。出席者は、第二十特別委員会の主査であり、この中間報告を、中心となつてまとめられた平塚益徳先生をはじめ、各界を代表される諸先生方においでをいただきました。

報告では、とくにわが国の教育とその社会的環境に關して、反省すべき問題点として、(1)学校中心の教育観と学歷偏重、(2)かたよつた能力偏重と職業に対する偏見、(3)学校教育の形式的平等と画一化の報告を公表しました。本誌でも、すでに五月号でこの報告の全文を掲載しておきましたが、それと関連して、本号では後期中等教育の問題を中心に編集しました。座談会では、「後期中等教育のあり方について」と題し、中間報告の内容にたいする感想、批判、要望などを多角的な視点から問題にしています。出席者は、第二十特別委員会の主査であり、この中間報告を、中心となつてまとめられた平塚益徳先生をはじめ、各界を代表される諸先生方においでをいただきました。

★後期中等教育の特集として、そのほかに、各種学校、勤労青少年の教育をとりあげましたが、とくに特殊な事例として一般から注目されているNHK学園を紹介しました。この学園は通信教育の学校としては、全国を一つの学区とした広域通信制高校であり、全国どこに住んでいてもこの学園への入学者資格があること、またラジオ・テレビの放送利用を理想的に行なうことなどに特色があり、昭和四十一年度では一万三千人の勤く青少年がここで学んでいます。

文部時報 第一〇六七号
昭和四十一年七月五日 印刷
昭和四十一年七月十日 発行
発行者 株式会社 帝国地方行政学会
所有者 株式会社 帝国地方行政学会
印刷所 株式会社 帝国地方行政学会
東京都新宿区西五軒町五五
小川平二

文部時報 第一〇六七号
昭和四十一年七月五日 印刷
昭和四十一年七月十日 発行
発行者 株式会社 帝国地方行政学会
所有者 株式会社 帝国地方行政学会
印刷所 株式会社 帝国地方行政学会
東京都新宿区西五軒町五五
小川平二

購	読	料
		定価 一冊 七十円
	送	料 // 六円
	一	か年 八百四十円
		(前納の場合は送料不要)
		ただし、増大号臨時号の場合は別に代金を申しあげます。なお購読の申し込みは、直接発行所またはもよりの書店にお願いします。

文部時報

第 1068 号

昭和41年 8月

教育計画の意義

ヨーロッパ諸国における

教育計画の類型

アジア諸国の教育計画と日本の寄与

地方における教育計画の諸問題

調査統計と教育計画

—文部省の機構改革に関連して—

道徳指導資料とその活用

小・中学校における学校放送の利用

教育用語「教育入口」とは

隨想「豆粒からカギっ子への連想」

連載第七回

人物を中心とした社会教育史

「視聴覚教育」(その2)

＜新刊紹介＞

「教育計画」ユネスコ編
木田宏訳

資料

・都道府県における長期総合教育計画一覧..... 70

・都道府県における長期総合計画一覧..... 72

文部省の会議・行事等から..... 52

文部省重要通達一覧..... 95

表紙 松村 優 カット 須貝夫早子

天城 勲 2

宮本 繁雄 15

阿部 宗光 20

菅井栄一郎 28

西田龜久夫 37

青木 孝頼 44

齊藤伊都夫 56

篠岡 太一 50

北岡 健二 63

鈴木 勉 74



新文相に有田喜一氏就任

7月31日の佐藤内閣改造により、衆議院議員の有田喜一氏(明治34年兵庫県生まれ)が文部大臣に就任した。8月1日認証式をすませ、初閣議後文部省に初登庁した有田文部大臣は、大臣室で中村前文部大臣から事務引継ぎを受け、文教行政へのスタートを切った。また新政務次官には、衆議院議員谷川和穂氏(昭和5年東京生まれ・広島県選出)が就任した。〈写真=大臣室で中村前文相から事務を引き継ぐ有田新文相⑥〉



冬季オリンピック等準備室が誕生

1972年札幌オリンピック冬季大会と来年のユニバーシアード東京大会を成功させるため、文部省体育局(4階)に冬季オリンピック等準備室を置くことになり、8月1日から準備事務を開始した。〈写真=中村前文相の筆による準備室の看板を掛ける赤石体育局長〉

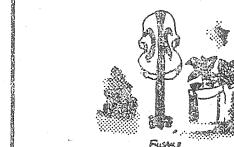
人物を中心とした社会教育史

木

鈴

視聴覚教育（その二）

二 通俗教育の時代（承前）



エジソンが映画「キネトス・スコープ」（のぞきめがね式のもの）を発明し、ニューヨーク市で一般に公開したのが一八九三年（明治二十六年）である。それからわずか二年後の明治二十八年（明治二十九年）には、大阪道頓堀中座の座主三河彦助が、南地演舞場を借り入れ、これを活動写真と名づけてわが国で最初の公開をしている。こののぞきめがね式の活動写真機とフィルムは、そのころ、大阪市東区久宝寺町の雑貨商であった荒木和一が渡米する際、前記の三河彦助が、何か珍しい興行ものを買うよう依頼し、荒木が、五千ドルで購入したものであった。フィルムは五十フィートほどで、アメリカの風景を撮影した実写ものであった。こえて、明治二十九年、荒木和一はさらに、エジソン式ヴァイタスコープ（今日の投影式の映写機と同じ方式）を輸入し、同年二月、新町演舞場で公開し、翌三十年には道頓堀の角座と弁天座で興行した。これらはいずれも連日大入りの盛況を呈した。なおこの明治二十九年には、神戸の貿易商であった高橋信治と大阪の時計商三木福助が共同して、エジソンのキネトス・スコープを輸入し、同年十一月二十五日から五日間、神戸市神港クラブの貸席で公開している。

らである。

フランスのリュミエル兄弟は、シネマトグラフ（投影式のもの）を一八九五年七月上旬（明治二十八年）、マルセイユで公開している。それから二年後、京都の染物業者であつた稻畠勝太郎（元大阪商業会議所会頭）がフランス留学時代、その友人であつたオーギュスト・リュミエルから求めたシネマトグラフを「自動写真」と名づけて、明治三十年二月十五日、大阪南地演舞場（現在の南街会館）で公開した。この半月後、明治三十年三月六日、東京、神田の錦糸館では、米国製のヴァイタスコープが、雑貨貿易商荒居商会によって「活動大写真」と名づけて公開されている。稻畠がフランスからもしかえたシネマトグラフは、その後、神戸内外物産会社員横田永之助が、これを借り受け、京都に横田商会の看板を出して、わが国映画事業の創始者となつた。その後、横田は、フランスペター兄弟商会と特約して、日本代理店となり、三十三年ごろから映画フィルムを輸入し、全国週間興行班を組織してわが国民に映画というものの認識をひろめた。

このように、わが国における映画の輸入と一般への公開は、いわば珍奇な見世物として登場してきた。しかし、この映画の公開の宣伝文は、「人間の知見を拡充する教育的一大資料」という表現で、人びとは初めて接する動く写真的迫力に心をゆり動かされて圧倒的なかつさいを送った。もちろん、宣伝文に強調された教育的利用価値は単なる手段であったが、映画はその登場の当初から見世物と教育性の両面を兼ね備えるものとして考え扱われたのであった。

通俗教育と映画が直接に結びついたのは、明治三十四年ごろか

これが、通俗教育と活動写真との最初のつながりである。また、明治三十四年になると、東京に、成人を対象とした「教育活動写真会」なるものが開催されはじめた。このことは、北清事変の記録映画の公開によって映画のもつ実写的な力と教育的な価値を合わせて一般に訴えようとしたものであつて、前記の通俗教育活動写真会とともに、社会教育への映画利用の民間における先駆的な事業といえよう。

明治三十六年十月、東京浅草に、わが国最初の常設活動写真館が生まれた、電気館の発足である。活動写真が興行として繁栄時代はこれからはじまるわけである。

ここで、通俗教育の立場から一人の人物を紹介しておかなければ

中国、南方に出むき、孫逸仙の反清運動を応援するなど躍進のあ
る事業家であった。明治三十九年、梅屋は、シンガポールで、フ
ランスのパテー映画社のフィルムを仕入れて帰国、三十九年七月
四日から十日間、東京新富座で、活動写真の旗あげ興行を行なっ
た。その後、明治四十一年五月、東京牛込神楽坂上に「文明館」
の名称の映画館を開館し、M・パテー商会の看板をかかけた。
(このMは、正人の頭文字をとつたといわれている)活動写真興
行をつづけた梅屋は、活動写真に対し、「活動写真は、下等な
興行師のやるものではない。これは、社会改良家のやる仕事であ
る。」と自負していた。この抱負は、明治四十四年ころから教育映
画を多量に輸入し、興行映画の番組の中に、必ず「一、三篇の教育
映画を入れて上映したことによつても裏づけされ、その後、
その教育映画の目録を印刷し、「活動写真百科全書」と題して出
版し、全国の学校（當時、小・中学校合わせて約二万五千校）
および図書館（約五百館）に対し、無償配布し、教育映画の利用
をうながそうと努めている。なお、梅屋は、明治四十五年、白瀬
大尉の南極探險の実写映画を製作したこと、日活活動写真株式会
社の創立（大正元年）の主要人物であったことを追記しておく。
映画の興行化に対し、非興行的利用もようやく活発化してき
た。

画の動向と青少年の非行化の社会的問題としてとり上げられてい
る一面の事態と本質的に類似したものがある。

このような動向に対し、文部省は、映画の指導方策の整備充
実をすすめることになった。もつとも、文部省はこれ以前は民衆
娯楽の改善に着目し、特に学校教育・社会教育の見地からのその
影響の大きいことに深い関心をもっていた。

明治四十年代の初頭に、国民教育制度全般の拡充方策が立てら
れた際、通俗教育の分野においても、これを整備充実して国家の
発達に沿わせる方策を立てることになり、明治四十四年五月十七
日、通俗教育調査委員会官制が定められた。この委員会の委員長
には、当時文部次官の福原鑑二郎が任命され、通俗教育全般に關
する文教方策を検討することになった。

四十四年七月、この調査委員会は、部会規則を定め、(このこ
ろの主管は、普通学務局で、局長は、田所美治であった)その第
二部会において、「幻燈の映画及び活動写真のフィルムの選定・
調製・説明書の編輯等に關する事項を掌る」ことになり、これに
よつて、当時、通俗教育としての教育行政の一部に加えられてい
たものが、その後、大正から昭和にかけて社会教育がしだいに振
興される際に、これら的内容がその主要な分野を構成するようにな
つたのである。

この委員会は、通俗教育における幻燈と映画の教育的な利用価
値に着目して、明治四十四年十月十日、「幻燈映画ならびに活動
写真のフィルム審査規程」を定めて、今日いわれる視聴覚教育に
關する行政をはじめて行なうようになった。すなわち、この規程

行をつづけた梅屋は、活動写真に対し、活動写真は、下等な興行師のやるものではない。これは、社会改良家のやる仕事である。」と自負していた。この抱負は、明治四十四年ごろから教育映画を多量に輸入し、興行映画の番組の中に、必ず二、三篇の教育映画を入れて上映していくことによつても裏づけされ、その後、その教育映画の目録を印刷し、「活動写真百科宝典」と題して出版し、全国の学校、（当時、小・中学校合わせて約二万五千校）および図書館（約五百館）に対し、無償配布し、教育映画の利用をうながそつと努めている。なお、梅屋は、明治四十五年、白瀬大尉の南極探險の美写映画を製作したこと、日本活動写真株式会社の創立（大正元年）の主要人物であつたことを追記しておく。

映画の興行化に対して、非興行的利用もようやく活発化してき

明治四十一年大阪毎日新聞社が、読者へのサービスのために巡回活動写真班を創設した。このころから、わが国でも興行用の映画が製作されはじめると同時に、社会教化、広告、宣伝などのための非興行映画もつくられるようになり、教育映画会的な性格をもつ催しが全国各地に開催され活発化してきた。こうして、明治中期に盛況を見た教育幻燈会は、次第に後退し、教育映画会が登場してきた。

なお、官庁事業の広報に映画が利用された最初は、明治四十三年、「通信鉄道現状報告活動写真会」が東京で開催されたものである。

明治末期、當時福音堂という興行映画の製作、興行を行なっていた合資会社（創立明治四十一年）があった。この会社が、明治四十四年、フランスから探偵活劇映画「ジゴマ」を輸入。公開されると青少年の熱狂的な歓迎を受け、ジゴマごっこが各地に流行して世人の眉をひそめさせた。この流行は、和製ジゴマ映画の製作、上映ともなるほどであった。このような風潮に刺激された世論は、にわかに映画の悪影響（特に青少年に對して）を問題にしあり、全面的な観覽禁止の必要性が広く強調されるようになってしまった。

俗悪映画を禁じようとする社会的な動きはこのときにはじまつた。そして、映画は教育的な関心の対象となつた。しかし、教育の中では、このころから、しばらくの間、児童教育とこれら興行映画との関連において、特に排撃という形をとつた教育的指導の側面だけが議論の中心になつていて、この傾向は、最近の興行映

によつて、通俗教育の趣旨に適する作品に文部省認定済の余利を与え、官報公告を行なうこととした。この規程は、大正二年七月二十六日（文部省令第二十三号）「幻燈映画及活動写真「フィルム」認定規程」と改められた。この規程で認定を受けた幻燈映画は、大正十一年までに四十一種千九枚である（これ以後は、幻燈映画の申請は出でない）。作品は、地理、風俗、史蹟等のもので、委員は、小川真、山崎直方等が審査にあたつていた。活動写真フィルムの認定数は、昭和二年十一月までに二七〇種六一九巻であつて、その作品は主として、学校教育に関する教科書の補助となるもので利用範囲は限られていた。この規程は、大正九年二月から、映画等の推薦制度に改められた。この推せんについては、特に規程を設けることなく、推せん要項を内規としてつくりり施行していた。その推せんの基準といふものは、内容、形式とも優秀なものであり、その内容は教育的、娛樂的、藝術的の三つに分け、それぞれに観覧対象として成人向、児童向、あるいは一般向などを指定することになつていて。なお、この推せんは主として興行映画を対象としており、申請の有無にかかわらず、社会教育委員会（大正九年五月、通俗教育調査委員会の廃止によつて、新たに設けられたもの）の委員——橘高広（文部省嘱託、東京警視庁特別檢閱係長）、星野辰男（文部省専任嘱託）、権田保之助（東京帝大講師）、菅原教造（東京女高師教授）などの四氏が委嘱され、興行映画の改善指導の見地から映画の推薦審査にあつた。

これより以前、大正六年、地方においては、成人教育における映画利用が発足はじめている。山形県社会課、神奈川県社会教

育課、千葉県衛生課および東京府地方課のそれである。また、中央官庁においては、通信省貯金局および簡易保険局が、その事業の振興普及に資する映画筋書の懸賞募集を行なったこととこの種企画の先頭を切るものであった。さらに、この年に、文部省は単に映画、スライドの認定審査を行なうにとどまらず、興行映画の青少年に与える影響が次第に社会問題として大きくなるのにかんがみて、児童と興行映画との関係について調査を行ない、翌大正七年に、その結果をまとめて「教育と活動写真」を刊行している。これは、文部省における映画の教育利用に関する最初の資料である。ついで、大正九年には、「全国における活動写真状況調査」を実施している。

さらに、大正九年、文部省は、活動弁士の教養調査を行なった。調査対象の活動弁士は八百四十七名で、うち八割八分のものが小学校中退であることが明らかになり、このため、大正九年十月十六日、「活動写真業者協議会」を開催して、映画興行場における児童生徒の指導、文部省推せん映画の利用促進等を協議している。ついで、大正十年二月十一日から一週間、東京、浅草公園の仏教青年伝道館において、「活動写真説明者講習会」を開き、乗杉謹長、権田保之助、星野辰男、橋高広、菅原教造、大島正徳（東大教授）などの講師によって、映画の芸術的価値、映画説明の社会に及ぼす影響力、説明者の使命等を講習とともに、今後の研究と反省への指標を与えた。このとき、講習終了証を与えられたものは百七名であった。これを機会に、活動写真説明者の中にいくつかのグループを自主的につくり、進んで研修する動向

があらわれたことは、この講習会が時宜に適したものであり、説明者たちにじゅうぶんな反省を与えた証拠である。また、このことが刺激となって、関西にもこのようないきがはじめられた。大阪府学務課では、府教育会の事業として、活動写真の改善を計る目的と学生の思想指導をかねた推せん映画制度を実施することになり、大阪市内の有力な活動写真会社、松竹、日活、国活、帝キネの幹部を招き、大正十年六月二十二日、第一回相談会を開き、次の決議を行なっている。

一 教育的活動写真の普及を計る為に市教育当局者、市教育会、市民博物館、興行主代表は、時々会合し、相互の聯絡を保ち、又活動写真の改善策を講ずること。

二 教育部若くは教育会にて教育的活動写真会を催す場合興行主より映画の提供をなすこと。

三 小学校等にて教授其他の為、活動写真を利用せんとする時には興行者側より映画の他に閑し便宜を圖ること。

このことは、昭和四十一年度から、文部省が新たに実施した「教育映画の映画館上映」の事業における業界側の協力体制と考え方合わせてみると、まさに興味あるものがある。

以上、行政の上で、通俗教育といわれた時代における視聴覚教育、といつても主として興行映画に対する改善方策と映画の教育利用の第一歩の段階を概観してこの期を終わる。

三 社会教育の時代

文部省の行政機構の中で、通俗教育という名称が、社会教育と

改められたのは大正十年六月二十二日以降である。これは、この日づけをもって、文部省官制の改正が行なわれ、普通学務局の第四課の所掌事務に、従来、用いられてきた通俗教育の語を改めて社会教育としたことにもとづくものである。この名称の変更のもう一つ意義は、これを機として社会教育行政の整備に、また、振興上積極的な方途がとられたことといえよう。その後、行政機構は、大正十三年十二月二十五日には文部省分課規程に改正が行なわれ、社会教育課の新設。さらに、昭和四年七月一日、勅令第二一七号によって社会教育局が創置された。第二次大戦に際しては、教化局（昭和十七年十一月一日より）、教學局（昭和十八年十一月一日より）、とその時代とともに名称は改められたが、戦後、昭和二十年五月五日、再び社会教育局に復活、今日に至っている。

この大正十年から現在までを、ここに社会教育の時代として扱うこととした。しかし、この間、第二次大戦の前後においては、社会教育においても、また視聴覚教育の分野においても、その内容、性格などの点で著しく相異するものがあることは衆知の通りであるが、一項として述べることにした。

大正十年ごろから、文部省の映画対策は積極的になつてきた。当時、この事務の担当局は、普通学務局で局長は赤司鷹一郎、主管課長は乗杉嘉寿、担当は、文部省属中田俊造、鷗託青池忠三であった。これらの人びとによる積極策は、まず、大正十年十月二十日から三週間、東京・お茶の水の教育博物館を会場として、「活動写真展覽会」を開催したことにはじまる。この展覽会は、一日一万人をこえる入場者を得て、朝野各方面に映画の教育・文

化性を普及することにつとめた。

展覽会は、実行機関として協賛会を設け、その会長に後藤新平（東京市長）、副会長石井常吉（日活）、飯田源（国活）、理事長新免弥繼（松竹）、主任理事志茂成保（大活）、トーマス・コクリン（ニニゲーサル支社）、会計部長杉田龜太郎（日本フィルム）、接待部長岡本米藏（岡本洋行）、宣伝部長高松豊次郎（活動写真資料研究会）がそれぞれ任命され、その顧問として、乗杉謹長、棚橋源太郎、橋高広、権田保之助、菅原教造、星野辰男などがあげられている。この展覽会は、一般的の映画に対する偏見を是正し、映画の教育的価値に対する社会的の関心を喚起する成果をあげ得た。

つづいて、大正十一年、文部省は、「映画閱覽館」設立の計画を発表し、東京上野に開催された平和博覽会の会場内に、教育映画を公開映写する活動写真館を建て、教育映画利用のけいもうにつとめた。

このころ、蓄音機の普及によって、レコードが、新しいマス・メディアとして広く一般にもてはやされはじめた。この傾向にかんがみて、文部省は大正十一年一月、「蓄音機音譜推薦要項」を定め、同月十日、蓄音機レコード業者と、レコードの推せんについて協議会を開催。従来行なつてきた映画、スライドの推せんとならんでレコードの教育的価値にも、着目することを明らかにした。これは、視覚教材だけでなく聴覚教材も取り上げられるようになつたこの事態の新しい発展を意味するもので、聴覚教育への行政上の配慮は、このころからようやく具体化はじめたわけ

である。

大正十二年四月二十三日には第一回の文部省推せんレコードが発表された。これは、教育的に価値のあるレコードを積極的にすすめ情操教育に資し、また、音楽文化の向上をめざしていく。その審査には主として菅原教造（東京女高師教授）と田辺尚雄があつた。大正十二年五月四日、文部省令第二十二号「活動写真フィルム幻燈映画及蓄音機コード認定規程」を定める。

大正十二年は、文部省の映画事務について一つの飛躍をした年といえる。この年度には社会教育奨励費の中に、はじめて映画製作費が計上された。その時のこの事務にあつたのは前記の社会教育課長の乘杉嘉寿、担当は中田俊造であった。その最初の仕事として、四月、宮内省が所蔵する皇室に關する活動写真フィルムの複製頒布することから着手した。（大正十二年八月二十四日文部省告示第四百二十九号「皇室ニ関スル活動写真フィルム頒布規程」を定める）つづいて、同年八月、「文部省製作活動写真フィルム頒布要項」（その後昭和三年に「文部省製作活動写真フィルム頒布規程」に改める）を定めるなど、この時から現在まで、文部省映画の製作と頒布の事務は長い歴史を積みかさねてい。

大正十四年には、文部省は、第一回映画筋書き集を行なつてゐる。その主題は、「国民の進むべき道」「青年男女の賢実な生活」「少年少女の純眞な生活」など、社会教育用のものであった。また、この十四年度には、予算の中に、「学校教育に應用すべき活動写真フィルム製作費」を計上、学校教育用教材映画の製作に着手した。このことは現在、社会教育局に視聴覚教育課が所屬して

学術・知識を注入し国民の常識を培養・発達せしむることは、從來の教育機関に一大進歩を与うる所でありまして……」とのべているが、このことによって、放送の初期における教育番組編成上の一つの指針となつたものといえる。

その教養放送は、社会教育の分野から出発し、大正の中期から昭和の初期にかけての政治的、社会的影響があつたにせよ現在まで続けられている。そのころの番組の形式は、講演形式から出発し、発展して行った。大正十三年、東京局の仮放送、第二日目、時の早稲田大学総長高田早苗の「新旧の弁」というのが、講演番組の最初として記録されている。大阪局では、仮放送の開始は、大正十四年六月一日で、これもその翌日、京都帝国大学教授野上俊夫の「我国の教育」が最初のものである。放送の初期における講演放送は、政治上の論議をさけて、（注、このことは、放送事業の発足にあつて、政府は、放送番組の内容に対し、事前検閲制度の実施、放送内容の制限、放送禁止事項の示達など、多くの通達、命令を發している。特に所轄通信局長から各放送局理事長あてに出された通達、大正十四年十二月十八日付の中で、「政治に関する講演論議の放送を禁止する」ことを指令している）、常識を養い、教養の向上に資するといふ意図のものであった。

講座番組がはじめられたのは、東京局の「宗教講座」であつて、大正十四年五月二十四日、大谷専由の「親鸞の文化的意義」が最初とされている。この番組は、同年七月十九日以降は、「修養講座」と改称され、昭和七年まで、毎週日曜日午前の時間に、倫理、道德、宗教に関する話しがとり上げられている。「婦

いて、学校、社会教育の両面にわたる視聴覚教育を担当している事務内容とてらし合わせると歴史的にみて興味ある事がらといえよう。

このころ、映画の推せん・認定の審査委員は、仲木貞一、水谷竹紫であり、その事務担当は、主任中田学芸官（當時東京博物館学芸館兼任であった）、千葉胤芳、小平不二雄、森野久四郎、松平覺義、山崎真一郎、稻田達雄、浅見和夫などであった。このうち、松平について追記しておきたいことは、松平は、四国・高松の生まれ、大正十三年、東大美学卒、ただちに文部省に事務嘱託として入り、映画審査係となつた。

この松平は、東大の卒業論文に映画の研究をとり上げた最初の人であったといわれている。また、松平は、大正十四年度、文部省製作映画「公衆作業東京見物」に、エキストラとして登場している。なお、この映画には、仲木貞一、稻田達雄など当時の関係委員、担当係なども見られる。

このように文部省の主として社会教育における視聴覚教育行政の歩みと併行して、他の中央官廳、道府県、公共団体、宗教団体、新聞社、余社などにおいても、社会教化、職業訓練、P.R.用などに映画を利用することはますます活発になつていった。

わが国で、ラジオ放送がはじめられたのは、大正十四年三月二十二日、東京豊浦の仮放送所からの電波によるものであることはよく知られている。このとき、東京放送局総裁の後藤新平は、当日のあいさつの中で放送機能の一つに「教育の社会化」をとり上げ、放送による社会教化の表現を強調し、さるに、「日々各種の

人講座」が、放送番組に現われたのは、大正十五年十一月十九日吉岡弥生が、「子女の教養に対する母の心得」と題するものである。これは、放送番組の中に「教養」の文字を見出す最初のものであつて、このころの局の番組統計表中での分類は、教育の分類部門の中に講演と子どもの時間が入れられていて教育・教養の部はなかった。しかし、昭和二年十二月以後は、教養が一部門として加えられている。放送局の機構についてみても、初めのころに、東京、大阪、名古屋の三局ともその職制として放送部の中に講演係、講座係あるいは兒童係が配置されて、おのの企画、実施にあつていたにすぎなかつた。その後、大正十五年八月、三局の合併のあと、東京局では、教養放送は、放送部の社会教育課の所管となり、昭和九年五月、教養部と改組された。この初代部長は、そのころ、文部省社会教育局成人教育課長をしていた小尾範治が就任している。

このころの講演および講座番組は、さきにのべた、後藤新平の開局あいさつ中の「放送機能の一つとしての教育の社会化」を実施したもので、いわゆる、知識のかん養に資する内容の番組や、趣味講座、講演、さらに、料理講座、洋裁講座、子どもの時間など教育的な内容から、実利、実用の面まで広義の教養番組がその主流をなしていた。

教養放送は、満州事変後（昭和六年九月十八日勃発）、いよいよその分野と対象を広げていくことになった。とくに、正式な第二放送開設（東京局は、昭和六年四月六日、大阪名古屋局は、昭和八年六月二十六日）によって、一般向け教養講座が充実される

ともなう当然の結果であつて、設立目的で事業が変化したのではないから、日本放送協会の定款の設立目的に關する条項を変更する必要はない。

四 協会はすでに民法の規定によつて適法に成立存続しているから、さらに主務官庁を加えて、民法の規定によつて補足を必要とするほどの欠陥は認められない。

五 文部省が實際上放送事業の監督に當れないことを自認している以上、同省の監督下に置くことは無意味である。

このような回答であつたので、問題はさらに上司に引きつがれ、同年十一月二十日、当時の文部次官中川建藏が、逓信次官今井田清徳を訪れ意見をのべたが一致をみず、問題はさらに、文部政務次官野村嘉六と通信政務次官中村啓一郎との政治折衝までにいたつた。そして昭和六年一月二十二日次のような了解が成立している。

一 法規上の見解、日本放送協会は放送事業の経営を目的とする法人であるから、監督官庁の主管は、その事業自体によつて決定されるべきである。また、放送内容は社会各般の事項を含んでいる。したがつて、その中の教育事項があるからといふことはできない。

二 実際上の見解、放送事業は敏捷を必要とするから、政府の二重、三重の監督は望ましくない。

三 道信省としては協会の監督のためにすでに相当な施設を持ち、政府内部の関係各省との連絡も十分おこなうよう留意している。文部省との間も、同省側が適當な人物を指定し、道信省

の事務主任者との間に平素から緊密な連絡をとらせるなどの方法を講ずる。

このようにして、放送事業における教育放送に関する所管については、一応解決をみたわけである。

しかし、放送事業における教育放送に関する所管については、昭和二十五年四月二十六日制定の放送法^{昭和三十四年三月二十日公布}の一部改正^{昭和四十一年三月、国会に提出された「放送法の一部を改正する法律案」など}の場合においてもその法案作成の段階、ならびに国会での審議に際しても、その事がらには多少な相違こそあれ、この問題がまったく解消してしまつたとはいひ得ない。この三十五年前の事實をふりかえってみるといまさらながら、古い言葉ではあるが、「歴史はくりかえされる」ものらしい。

以上は、視聴覚教育の歩みの中から、今日の視聴覚教育の当面している課題のうちのいくつかに焦点を合わせながら、過去の資料を羅列したにすぎない。

臨戦体制下、大正初期から映画についての諸問題が一応解決されといわれる映画法の制定。つづいて第二次大戦中における視聴覚媒体の利用状況。そして、終戦後、占領政策の一環として、成人のけいもうと民主化を促進しようとしたCIE映画計画、講和条約締結後の社会教育における視聴覚教育の位置づけという自主性のある歩みの中にある種々の重要な問題などそして、それを指導し推進した人びとのことを述べなければならない。しかし、このたびは限られた紙数もぎたのでかく筆することにする。

(社会教育局視聴覚教育課専門員)

★本号は、「教育計画」を特集としました。教育計画についてはずでに数年前、所得倍増計画を中心とした社会経済発展計画がたてられた際、それとの関連において教育の総合的、長期的な計画ということが大きな問題となりました。本誌でもそれについて、昭和三十九年一月号で「長期教育計画の視点」と題する座談会を行ない、所得倍増計画と教育計画、教育計画の基本的な考え方、経済活動と教育目的などについて、問題の所在を明らかにしました。

この教育計画は現段階において、どのような意義と必要性をもつものであるかを、長期計画、総合計画、社会経済計画との関連と、いう観点から、天城大学学術局長に論じていただきました。ここで

は、「教育計画の内容は、国の将来の社会経済の発展を見通して、そこにおけるあるいはそこに至る教育活動全体に対する社会的および個人的需要をいかに効果的に満たすかという長期的な総合的なそれゆえに主として中央政府レベルにおける教育計画である」と定義され、その理論的、実践的課題が周とうに検討されています。

★地方レベルにおける教育計画としては、ほとんどの都道府県が長期総合計画の一環としての長期教育計画をもっており、ここではとくに神奈川県の場合をとり上げ、一事例としました。

★外国の教育計画についてはO.E.C.D.、ユネスコの紹介、アジア諸国との計画などをとりあげました。

発行者 株式会社 帝国地方行政学会 小川平二
所有権

電話 (268) 二二四 (代)

振替口座 東京一〇、〇〇〇番

省

営業所 東京都新宿区西五軒町五二
会社 帝国地方行政学会別
印刷所 株式会社 行政学会印刷所 小川平二
電話 (268) 二二四 (代)

購 購	読 料	定 価	一 冊	七 十 円
	送 料	（前納の場合送料不要）	六 円	
	一 か 年	八百四十円		

ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。なお購読の申し込みは、直接発行所またはもよりの書店にお願いします。

文部時報

第 1071 号

昭和41年 11月

幼児の成長と学習

※児童心理学の立場から

山下 俊郎 2

※脳生理学の立場から

時実 利彦 7

■座談会■

「幼児教育の諸問題」 12

(出席者) 河野重男・高杉自子・津守真・宮下俊彦

・西田亀久夫(司会)多田鉄雄

幼稚園・保育所・小学校

坂元彦太郎 37

幼稚園教員養成の諸問題

安養寺重夫 44

幼稚園教育の現状をめぐって

—振興施策の観点から—

大谷内 亭 49

わが国就学前教育の沿革

小川 正通 55

高等学校教員資格試験について

—その受験状況と試験問題—

教職員養成課 61

教育用語「中学校卒業程度認定」とは

西崎 清久 42

連載第八回

人物を中心とした社会教育史

芸術文化を育てた人びと

福田 安男 84

文部省重要通達一覧

..... 95

表紙 安部照子 カット 須貝夫早子



△著作権法改正案の検討を依頼

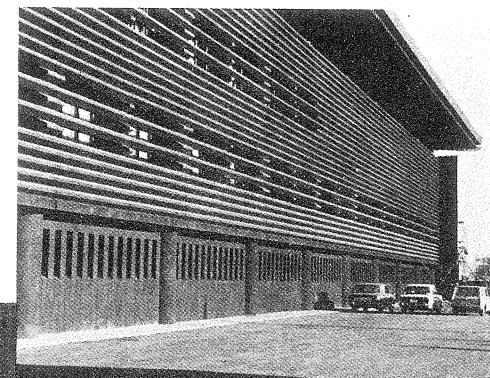
さる 4月 20日著作権制度審議会は文部大臣に対し著作権法の改正について答申を行なった。文部省はこれに基づいて「著作権および隣接権に関する法律案」(文化局試案)を作成、10月 22日に開かれた同審議会にその検討を依頼するとともに、一般にも公表した。

(写真=10月 22日開かれた著作権制度審議会とあいさつをする中川善之助新会長)

▽ 国立劇場完成

皇居おほりばたの旧パレスハイツ跡に、昭和39年から工事を行なっていた国立劇場がこのほど完成、11月からスタートした。

(写真=校倉風の外観と華麗なシャンデリアが輝くロビー)



人物を中心とした 社会教育史

福田安男



芸術文化を育てた人びと
はじめに

一国の芸術文化を興隆せしめた人びとが問われるならば、真先に多くの芸術の天才・巨匠たちの名まえがあげられねばならないだろう。芸術文化を向上せしめる主役は芸術家自身にほかならぬからである。次には、みずからは芸術活動を行なわずとも、芸術を理解し、その将来をうらない、国民に向かって芸術の意義を説き、その享受をすすめた人びと——簡略に言えば芸術文化の向上普及に側面から貢献した人びと——として、多くの思想家、評論家、政治家、行政官、教師、ジャーナリスト、それにいわゆる芸術パトロンたちの名をあげべきであろう。

とりわけこの連載の趣旨からすれば、すでに歴史の上に脚光をあびた人びとのそれよりなつた人びとを、あるいは地方にあってひそかに一隅を照らした人びとを探り上げることに本旨があろう。その業績にふさわしい墓碑銘のきざまれていない人は多いはずである。

しかし右のような意図をもつて明治以降の芸術文化の歩みをあとけることは、実は容易ではないことである。というより、どの芸術分野について考えてみても、これはむしろ将来専門家の分

担作業に待つべき未開拓の分野であると言うのが正しい。

したがつてこの稿は、門外漢である筆者がたまたま読むことを得た幾冊かの書物の紹介——それもきわめて不得要領な——で貢をふさぐことにした。なお、限られた紙幅の中ではあっても、できるだけ多くの人を紹介し、しかも無味乾燥にならぬような記述を心がけるべきは当然であったが、この注文に答えることは筆者のが許さなかつたことをおわびしておく。

一 明治大正の美術界と正木直彦

正木直彦については日本美術辞典（東京堂刊）に「文久二年（昭和十五年）（一八六二—一九四〇）、号は十三松堂、堺の人で明治二十五年に東京帝国大学法科を卒業し、同三十四年から昭和七

年まで東京美術学校長、辞して帝国美術院長となる。現代美術の発達に至る美術界とともに歩んだ、ひとりの卓越した行政官のこと書いてみたい。

正木直彦については日本美術辞典（東京堂刊）に「文久二年（昭和十五年）（一八六二—一九四〇）、号は十三松堂、堺の人で明治二十五年に東京帝国大学法科を卒業し、同三十四年から昭和七

年まで東京美術学校長、辞して帝国美術院長となる。現代美術の発達に至る美術界とともに歩んだ、ひとりの卓越した行政官のこと書いてみたい。

正木直彦については日本美術辞典（東京堂刊）に「文久二年（昭和十五年）（一八六二—一九四〇）、号は十三松堂、堺の人で明治二十五年に東京帝国大学法科を卒業し、同三十四年から昭和七

年まで東京美術学校長、辞して帝国美術院長となる。現代美術の発達に至る美術界とともに歩んだ、ひとりの卓越した行政官のこと書いてみたい。

正木直彦については日本美術辞典（東京堂刊）に「文久二年（昭和十五年）（一八六二—一九四〇）、号は十三松堂、堺の人で明治二十五年に東京帝国大学法科を卒業し、同三十四年から昭和七

十五年には辞任し、十六年に上京、十七年に成章学舎、同人社、共立学校を経て、九月大学予備門にはいった。もともと「工業によって身を立てよう」と志し」た彼は、「工部大学校へ入って化学をやろうと考えた」からである。大学にはいる準備のため共立学校で勉強したところ、同じ仲間に山座円次郎、床次竹二郎、福原鎌二郎、水野鎌太郎等がいた。うち福原は後日正木直彦の役人生活の大部分で彼を庇護するいわば兄貴分の役割をになうことになった人物である。大学予備門（のち第一高等中学校と改称）は二年で卒業したが、同期生に夏目漱石、正岡子規、山田美妙、南方熊楠、白浜徵（图画教育者）などがいた。

明治二十五年七月、帝国大学法科大学法律科を卒業、翌二十六年結婚、同じ年、請われて奈良県尋常中学校長となつた。この二十六年から同三十年文部省入りをするまでの足かけ五年の奈良時代は、社会人正木直彦のいわば青春期であり、多くの業績がある。古沢滋という有能な県知事や県参事官として赴任していた旧友福原鎌二郎という恵まれた人的関係に助けられて、教育者としてすぐれた改革をどしどし実行しているばかりでなく、奈良公園内社寺宝物名所旧蹟取調事務長として、また帝国奈良博物館の学芸委員、県の古社寺保存委員としても才腕をふるつたのである。

この時代の挿話の一つに博物館をめぐる古沢知事と帝室博物館総長九鬼隆一との衝突がある。（挿話にスペースをさくのは惜しい氣もするが、この話はいかにも明治的で、かつユーモラスでさえ

は一万円で、右のプランに付属工場を設けると、どうしても二万円が不足である。福原と正木が古沢知事に相談すると知事は「これは妙案ぢや」とばかり賛成し、間もなく来院した土方宮内大臣に経費増額を申し込んだ。ところでその了承も得られ宮内省に稟議書を提出する段階で思いがけぬ失策が生じた。それは奈良の帝室博物館が東京の帝室博物館総長の管下にあることをうっかりしていただため、宮内省に出したはずの書類は九鬼隆一総長の方に回付されたのである。九鬼総長は「こりやけしからん。我輩をさしおいて直接宮内省に願を出すとは越権である。さらに、本計画そのものも総長として不同意である！」というわけで、書類を奈良に差戻して来た。そうなると今度は古沢知事の方が烈火の如く怒った。「それ位の秩序がなんだ。九鬼の手で出来そうにもないことを吾々の努力で内諳を受けるに至ったのだから、本来なら良くやてくれたと喜ぶべきである。しかしに些々たる感情から事を誤るなどとは実にけしからん。よし、それなれば、当方も九鬼に泡吹かせてやる！」とばかりに、いきなり三人の辞表をとりまとめて、宮内省に送ってしまった。驚いたのは宮内省で、「金の請求書が出るかと思つたら辞表が出るとは何事か？」と照会しないに宝物の移動を厳に禁止する旨を言い渡した。博物館の建物はでき上がったが館長も主事も不在では開館できない。九鬼総長はみずから奈良に赴き躍起になつて社寺側に出陳を掛合つた。こ

れを聞いた知事がまた憤慨して内務大臣井上馨に意見書を出す、といったので、問題は九鬼総長の進退にまで発展しそうになつた。一方、九鬼総長自身にも私行上問題となるような事が起つた。一方、九鬼総長自身にも私行上問題となるようになつた。一方、九鬼総長自身にも私行上問題となるようになつた。

しかし、この一件はこれで落着したのではない。明治二十九年突加政變があり山県内閣はつぶれて松方内閣となつた。九鬼男爵はもともと松方系統の人であったから、松方内閣の成立後間もなく、古沢知事は石川県知事に、福原参事官は鳥取県警部長に左遷されてしまった。

正木直彦の奈良時代にはもう一つの挿話、すなわち岡倉天心との出会いがある。しかし、もはや簡単にしるそう。明治三十年初め、当時東京美術学校長をしていた岡倉天心が郡山の正木直彦を訪ね、奈良県に美術学校の分校を作るため土地がほしいから奈良と法隆寺の中間にあたるこの郡山の土地約二万坪を政府に献納されよう。尽力頼む、と依頼したのである。そこで正木直彦は町長が天心はその前に奈良の町にも同様の申入れをしてことわられてと相談したり土地の所有者柳沢伯の留学先ドイツに電報照会するに示し献納のことをうながしたのである。事ごとに郡山といがみ合いの仲である奈良の方は、分校を郡山に取られては大変とばかり、奈良郊外の二万坪をくめんして買取り、改めて寄付願を天心に渡した。天心はお目あての土地の献納願を手にするや正木には

あるので、次にかいづまんで紹介しよう。時に宮内省の予算で奈良に博物館ができることになり、古沢知事が博物館長を兼任、福原が主事、正木直彦が学芸委員を命ぜられた。古沢知事はやり手である一方篤学な詩人であり美術愛好の士であつたから、古美術を扱う博物館長を命ぜられて非常に乘気になった。いわく「今回は宮内省から実によろこばしい御命令に接した。ひとつ大いにこの方面もやらにやいかん。皆、勉強せい！」ところで正木と福原が次のような案を持ち出した。「博物館ができる唯古社寺の宝物を預つて人に見せるだけではつまらん。何かもつと活きた仕事をつぱり生れん。これは奈良に美術家がおらぬからである。そこで、表面は博物館に付属した修繕工場を造るという名目で、立派な画家、彫刻家、工芸家を招聘して、さらに修繕の仕事に携わらせる為の人間を養成するという名目の下に生徒を入れ、平素はそれを繰り返すと大先生方がわざかな俸給で勤めておられる。ああいう大先生生を美術学校でやつていてる倍ぐらいも出したら、きっと奈良に来てくれるだろう。そこで優待して落着いて仕事をしてもらつたら、この土地に新らしい美術を植付けることもできよう。」ということに意見が一致した。しかし当時宮内省の配付予算

一慮のあいさつもせざ急いで帰京してしまった。皮肉なことに、同年六月正木は文部省入りをし、奈良からの土地献納願に接して事の真相を知った。そもそも奈良に美術学校の分校をつくる話は専門学務局長すら聞いたことがなく、岡倉天心一流の独断専行であったことが判つたのである。

右の一件では正木真彦が岡倉天心にいい印象を持ち得なかつたらうことは想像にかたくない。しかし正木ほどの人物が天心の天才・性行を冷静にとらえねはずもない。「閑話錄」の中の「文展二十五年」という隨想は美術学校の創立時に触れ、天心について次のように語つてゐる。「教授科目については異論もあつたが、岡倉氏は、絵画と塗工、金工、鑄造とを同列におくという破天荒の大英断を行なつたので、今まで塗工社などで働き職人扱いされていた工芸方面的優秀な技術家が一躍美術学校教授、高等官に任命され、その結果工芸方面の技術家にも非常な自覺を促し、技術の向上をもたらすに至つた。時期尚早の非難を押切つてこれを断行した所に岡倉さんの偉い所がある。」と、天心の偉大を誤たず指摘している。思うに天心という人物にとって右の程度のことは当然すぎるほど当然のことであつたに相違なく、むしろその事に一端をみる彼本来の構想力の豊富さ、直感の鋭さが、彼をして明治美術界の巨大な牽引車たらしめたのである。

健全な常識人としての正木はまた天心の性格については次のように述べる。「だが、美術の熱愛者にありがちな傾きの激しい人で一つの事に熱中するとその他の事は忘れてしまうというふうな事

それだけになんぞ後々にまで残るような事をしておこう。」と話し合う間柄で、文芸復興を考える高田早苗が「日本には國立劇場がないから今のうちに文部省の手でこれを造りたい。」と言えば、正木直彦は「博物館 美術館」というものを教育美術省としたランスの制度のごとく、文部省というものを教育美術省を造り、すくなくとも文部省の中に美術局というようなものを造り、科学と美術と芸術との総合發達を図りたい。」と言つた。二人は大隈總理に熱心に説いた。「軍艦を造るには一隻でもつて千二百五十万円あります。せめてこの金の利子だけでも文部省に廻し、それを経常費の上に付加えてください。そうすれば、われわれの考へているような事は苦もなく実現されるのです。大隈内閣の時代に後世にまで影響を及ぼすような文化的な事業をぜひ一つは次年度に待たねばならなかつた。「しかし、せめて金のいらぬ軍備拡張に努めていると見られ、外國の評判は悪かつた。大隈總理は贅意を表したが、ちょうど予算編成期の前で経費の伴う事業は予算は削減された、わずかに外國の美術館視察費だけが残された。それとしてこの計画の「発頭人である」彼が三十二年十一月から一年

があり、そのために不平をいう人が出て來た。また、「岡倉前校長は天才肌の人であった。それだけに、物に対し好惡があり、好きなものに對しては大いに力を入れるが、嫌いなものは見向きもせぬ。だから好きな人を引立てる為には、嫌いな人が犠牲になることを免れなかつた。岡倉君に言わせれば、美術などというものは多數の凡庸は犠牲にしても、少數の天才が生かされればそれでよい。」といふのである。しかしこれは天才教育家の天才教育法であつて、一般的には融和を欠き、動搖の原因となる。「要するに天心は不羈奔放な、恣意のまま生きた、詩人であり、「偉大なロマンティスト」（河上徹太郎）であった。そうして資質・性情においてその正反対の人が正木直彦であったと言えよう。彼は、においてその正反対の人が正木直彦であったと言えよう。彼は、においてその正反対の人が正木直彦であったと言えよう。彼は、においてその正反対の人が正木直彦であったと言えよう。彼は、

彼が明治三十六年六月、「突然」文部大臣秘書官に任命されたことはすでに述べた。事の次第は都築文部次官が古沢知事から話を聞き、福原を鳥取への赴任途上で文部省參事官に引取つたのであり、さらに福原から正木が「奈良で孤立無援の立場に置かれていた。高田とは「どうせ内閣というものは永く続くものではない。彼の秘書官生活は約二年半で、その間に前後七人の文相を送迎しているが、うち大隈内閣時代は文相尾崎行雄、次官柏田盛文、専門学務局長高田早苗という順番で、大隈と高田は旧知である」由を聞かされ、文相に秘書官として推薦したのである。

余にわたる歐米出張を命ぜられる次第となつた。翌三十三年彼はパリで博覽会のために出張した岡田良平と教育行政研究で來た福原と落ち合い、パリ万国博覽会の視察を終わつたのち、三人連れ立つて歐州各地を歩き回つてゐるが、その間の事の一つにヴィーン公使牧野伸顕とのめぐり合いがある。たまたまヴィーン訪問で会つた牧野伸顕は美術愛好家であり、かつ歐州各國の美術施設に精通している。しかも三人が文部省の役人であることから、しきりに「日本でも文部省あたりで美術奨励法を講ずべきである」と力説し、その手段として「ぜひ、フランスのサロンのごときものを文部省が主催すべきである」と言う。三人は共に因縁が後日の文展開設を生むことになったのである。

東京美術学校は明治二十三年の開校以来岡倉天心を中心とする進歩的國粹派の牙城であつたが、洋画界の成長に押され、二十一年には西洋画科の設置を見、教授黒田清輝を中心とする白馬会が実力を伸ばす一方、「日本美術協会」（保守的國粹派）と「明治美術会」（小山正太郎等を中心とする洋画团体）を敵に回す状況になつてゐた。そうして三十一年、天心は彼を中傷する怪文書の一件が導火線となつて排斥運動が表面化し、ついに退陣を余儀なくされた。その間、天心派の橋本雅邦、下村觀山、寺崎広業、菱田春

草、横山大観等の辞表提出、文部当局の慰留工作、強硬派（大観等六名）の免官処分、荒木寛敏、大村西崖等保守派の任命、明治美術会より浅井忠の就任等々があつて美術学校の内部は動揺に動搖を続けた。美校のゴタゴタとはこれをさすのであって、天心の校長退任後、東京女子高等師範学校長高嶺秀夫が校長事務を兼ね、ついで久保田鼎が就任して学校騒動の始末に追われていたのである。

かくて正木直彦は美校四代目の校長、実質的な意味では二代目の校長となつた。その在任は昭和七年三月三十一日まで実に三十年余の久しきに及び、この間着々と学校整備に見えざる行政手腕を示した。創業の人を岡倉天心とすれば、すぐれた守成の人は正木直彦であると言えよう。天成の芸術行政官ともいふべき彼には、何よりも美術への愛、それから美術家という特殊な人種に対する理解、芸術界に対する必要な公平さ、包容力、理知的な判断、明快な実戦力といった、それにふさわしい資質が備わつていたと思われる所以である。

彼は校長になるとさっそく天心と相談して日本美術院から下村觀山、寺崎広業、小堀鞆音という俊英を教授に迎えて日本画科の充実を図つたが、ここにも彼の冷静な判断を見ることができる。彼は日本画の将来を進歩的国粹派の方向に期待していたのである。彼はまた教授法に關しては岡倉天心とは正反対に各人の教育法に干渉せず、各人各様の獨得の教授法にゆだねてすこしも不安を感じなかつた。校長としてはもつばら「先生たちの授業の便宜

が、さらに牧野伯と親しい九鬼隆一がかねていたいだいていた美術行政機関の設置を牧野文相に説けば、東京帝國大学教授大塚保治は充実を図つたが、ここにも彼の冷静な判断を見ることができる。浜尾新（帝大総長）、高橋秀夫、柳沢政太郎（文部次官）、福原鎧二郎、松井直吉（理博）、塚本靖（工博）、中沢岩太（工博）等の養成条件は熟していた。そうした状勢の中で正木と福原のコンビは、西園寺首相と親しい黒田清輝をも加えて、直接文相に對し文展の実現を説いた。文相に異存なく首相もまた芸術の良き理解者であるが、制定されたのは明治四十年六月六日である。そうしてこれに基づいたから、朝野の賛同を得て事は円満に発足したのである。

正木と福原の起草になる「美術審査委員会官制」（明治四十年勅令第二二〇号）と「美術展覽会規程」（文部省告示第一七二号）が制定されたのは明治四十年六月六日である。そうしてこれに基づく第一回文展が上野において全国民の熱烈な期待と注目をあつて開催されたのは十月二十五日から十一月二十日までであつた。委員長は柳沢文部次官、主事は正木直彦である。

ところで第一回文展の最初の難関は審査員の選定であった。文相は官制の制定をみた六月中旬に美術家を官邸に招待してこの問題に關する意見を聴取し、さらに七月に第二回、第三回を開くなど慎重を期したのであるが、審査員の候補者の名が一部新聞に漏れるや美術界はにわかに騒然となつた。その前に日本画では、美術学校騒動後往野の旗を掲げた日本美術院の作家たちをどうするかという問題があつた。日本画の高峰である橋本雅邦を除外したくないとするのは関係者の一致した意見であったが、雅邦は天心

になる参考の図書とか標本とか美術品とかいうようなものの蒐集に全力を傾けたのである。ついでながらこの校長は逸品を見つける名人でもあった。町の骨董屋でこれはと思うものに出会うと即座に美校用に買いついてしまうのであるが、それらの中には後に国宝に指定されたものもあった。（彼の古美術品に関する深い学識や鑑識力、また茶人としての一面は「閑話錄」で知ることができる。その名作蒐集の思い出話には得意氣な口吻すら感ぜられる。）

さて、明治三十九年には西園寺内閣が成立し、帰朝を命ぜられた牧野伸顕伯には文相のいすが待つていて、美術学校長正木と専門学務局長福原とが年來の構想を実行にうつす時機が来たのである。

これよりさき明治三十年代の美術界は小会派が乱立して混乱と紛糾の様相を呈し、論者の間には美術界の大同団結を望む声が起つていて、一方、明治三十三年すでに高村光雲、川端玉章等の帝室技芸員による建議（美術全般を統轄する官庁の設置、美術審議機関の設置、表彰制度の制定、美術大学の設置、美術資料の収集、団体への補助等を内容とするもの）三十三年には小山正太郎、高村光雲等を発起人とする美術家の懇談会「美術同志会」の請願（美術館の設置、美術高等会議の設置、美術家の海外派遣、美術団体への補助等を内容としたもの）があつたことで知られるようになつた。大観と觀山をも採ることを条件にした。この件は結局、天心、雅邦、大観、觀山の四人を採ることで解決したかに見えた。しかし事実はこれが発端となって、下條正雄等主として日本美術協会や日本画会に拠る人たち、すなはち「旧派」の面々は、「この人選は『新派』にかたよつて、眞に国粹の正しい絵画を奨励する道ではない」と騒ぎ出し、全国の美術団体に機をとばし反文展運動の団体「正派同志会」を結成、文展期間中別に展覽会を開催するの挙に出た。前記の西園寺内閣が開いたのである。

いろいろの曲折を経て八月十三日に第一回文展の審査員が発表されたが、その顔ぶれは次のとおりであった。

第一部 日本画（主任）*中沢岩太、*松井直吉、*大塚保治、
*塚本靖、*高橋秀夫、*岡倉天心、川端玉章、荒木寛敏、*今泉雄作、*藤岡作太郎、橋本雅邦、寺崎広業、下村觀山、菊池芳文、竹内栖鳳、野口小彦、今尾景年、川合玉堂、横山大観、山元春挙、松本楓湖、小堀鞆音
第二部 西洋画（主任）*松井直吉、*中沢岩太、*森林太郎、
黒田清輝、*岩村透、浅井忠、松岡義、久米桂一郎、岡田三郎助、和田英作、中村不折、小山正太郎、満谷国四郎

明竹内久一長治守敬白井雨山新海竹太郎新経忠之介、大熊氏廣

頬をいとわず掲げたのは新派と旧派、東京方と京都方、老大家若手中堅というように、ほど良く均衡をとった委員構成に正木家

をはじめとする関係者の苦心を見てとるためであるが、同時に初期文展が今日のいわゆる学識経験者（＊印）を半数もかくも委嘱にまじえていることに注目するからである。この点に関する彼の説は紹介しておく価値があるう。文展、帝展の歴史は一面

この審査員選定をめぐる紛争の歴史だからである。いわく「文展頭初の鑑査審査」というものは、一つの絵の及落及び授賞について、皆が実に真剣な議論を戦わしたものであつた。かかる場合、批評家と/orは、出品者に対する師弟関係の如きものが殆ど無

いので、極めて公平であった。しかし作家の側となると、自分の屬する画派画風、ということについても闘争を持たざるを得ないし、師弟関係等から他人の門生に対する場合と、自分の門生の場合とでは、当然それへの気持に動きが生じてくる。「こういう事に対し、批評家の側は恬然としているので、たちまち議論の花がさく。しかも、批評家の態度は論理的であり、冷静であるだけに、議論をすれば結局それを言い出した作家の側が負けるという傾きが多かった。故に、作家の側はそれを喜ばない。」「そこで最初の委員会の任期三年が終った時に、作家の側から、批評家を従来通り沢山入れるなら、自分達は手をひく……」というような不平を申立てて、

が忽ち他に移ってしまう。それに実際にぶつかって痛感し、大いにさびしく感じたのと、一つには若い人びとの余りに新らしがりな思い切ったやり方に先達として不安を感じた会員がまた次第に審査の実際に関係するようになり、いつしか審査員の半数を会員で占めるようになった」からである。そうして「一年を重ねるうちに会員外の若い審査員も会員に推されるようになり、やがて会員全部が審査員になり、しかも審査員をやめたがらない」というわけで、帝展も十五回頃になると文展末期と同様のゆきぎりに逢着し、「ついには美術界に大波乱を巻き起こした昭和十年の松田政組を迎えたのである。

美術界における審査と評論の問題は、ことであるが、「批評家」委員であった塚本靖（工博・建築家）が「第八回から審査員は専門家がやるべきで専門外の者は手をひくが宜しい」ということで、その通りになったが、これが結局よい結果を生んだようだ。つまり今日帝展のゴタゴタの素因はこの時にきざすものだ」と語り、また専門家の審査員にも愚論をはぐ者がいた例証として、菱田春草の「落葉」（今日、名作の評価はゆるぎないものとなつてゐる）を裝飾画ゆえ落選せしむべしと説く者がいたことをあげていてことや、同じく岩村透（美術史学・美術評論家）が「自分は技術家の審査員の間にあって、そのなどは今日でも想起されてよからう。この審査員の選定にまつわる紛争は、美術界に限らずあらゆる

而分野にとつて宿命的な問題であるとも言えよう、常人どちが
妥協を許さぬ芸術家の神経は異なる。藝術觀を認めることがで
ない。藝術觀における寸ごとの差異は万里のへだたりにもひと
いのである。明治以降の美術史は約言すれば、はじめは日本画
王とする伝統美術と洋画を中心とする洋風美術の相っこであり、
新旧藝術の闘争の歴史であろう。しかも自尊心の強い非妥協
本画の内部においては旧來の伝統を固守する国派（旧派）と
風を導こうとする進歩派の相っこであるが、それは言いかえ
及ぶのである。会派の離合解散、反対派に対する激越な応酬、
新旧藝術の闘争の歴史では、対立抗争はことに尖鋭な形をとり、困
な美術家の世界では、対立抗争はことに尖鋭な形をとり、困
ことには藝術觀の闘争が往々にして手段を選ばぬ政治闘争にす
べをもたらす一大美術展「文展」が、その第一回からして藝術
觀の対立を象徴する審査員問題で紛糾し、以後ながらこの問題に
悩まされ続けたのはむしろ当然のことであったかも知れない。さ
くもやうらする一大美術展「文展」が、その第一回からして藝術
觀の対立を象徴する審査員問題で紛糾し、以後ながらこの問題に
政治色を帯びたもので、しかも翌年の第二回文展ではこの運動は
完全に成功するのである。すなわち七月政変で桂内閣が成立し小
望月金鳳、荒木十畠等六名を独断で審査員に任命したのである
が、文相は正派同志会の中心人物下条正雄とは貴族院では同党的
士であり、保守的國粹主義者として思想的立場を同じくしたため

である。この審査員任命をみると前年正派同志会の動きに反発して新派の青年作家たちが結成した同盟団体「国画玉成会」（尾竹竹坡、島田墨仙、安田翫彦、今村紫紅、小山栄達、鍋木清方、菱田春草等）は黙っているはずもなく、猛然文部省の路線変更の非を鳴らして文展不出品を決議し、別個に美術展を持つことで対抗し、岡倉天心、横山大観、下村観山また審査員の辞任を申出（但し、これは岡田良平次官がにぎりつぶした）、紛糾の第一回文展はすこぶる後味のわるいものとなつた。第三回文展はこれに反し文部当局、とくに岡田次官、福原専門學務局長、日本画主任松井直吉の努力がみのつて国画玉成会も復帰し、表面的にせよ政治闘争は影をひそめ、日本画、洋画、彫刻の各部門とも完全に全美術界が顔をそろえ、作品にも秀作が多くて盛観を呈した。（正木はこの年と翌年は日英博覧会の責任者として忙殺されていた）この第三回、第四回あたりからとみに青年作家の進出や新鮮な作風のたい頭がみられ、その後の美術興隆を予感させるものがあった。

すでに紙数も尽きたのでこの後の文展・帝展の審査にまつわる動きについては割愛せざるを得ないが、初期文展における各派の相こくについて少しく触れる所があったのは、芸術闘争はそれが純粹な形で熾烈に行なわれるとき芸術の興隆をもたらし、それが手段をえらばぬ政治的色彩を帯びたものに墮するとき停滞をもたらすものであるという教訓を読むからである。そうして文展という制度が過去においていろいろの欠陥や矛盾を露呈しつつも、大局的にはわが国の美術文化の振興に役だつて來たこと、とくに国

民の美術に対する関心を高める上に大きく貢献したこと、さらにその舞台裏では正木直彦のような良識の行政家が必死にカジをとり続けて來たことを言いたいのである。

正木直彦についてはなお語るべきことが多く残されている。たとえば工芸に寄せた理解の深さ、同時にその癡達に尽した業績、幾多の俊秀を発見したその伯樂ぶり、健康なその芸術観等々——これらに触れないのは片手落ちであるが今は割愛する。

彼は昭和六年、森鷗外、黒田清輝、福原鑑二郎に次ぐ四代目の帝国美術院長となり、昭和十年の松田改組の際辞任した。没年は昭和十五年三月一日である。

参考文献——浦崎永録「日本近代美術発達史・明治篇」（昭三六）、森口多里「美術八十年史」（昭二九）、河北倫明編「近代日本の美術」（昭三九）、小倉・永井・西沢「日本近代美術の歩み」（昭三九）、その他。

（文化局美術課課長補佐）

＊

＊

＊

編集後記

★今年は就学前教育発足九十周年にあたり、十一月十五日に盛大な式典が教育会館で行なわれます。

本誌では昨年五月号すでに「就学前教育」の特集を行ないましたが、上ののような事情もあり、再度「就学前教育」を特集としました。なお、本号の編集にあたっては前回の特集との重複を避けるよう留意しました。

幼稚園教育については、昭和三十九年度から「幼稚園拡充整備七か年計画」が進められており、これによれば、昭和四十五年までの間におよそ三、六〇〇園を新設、一、〇〇〇学級を増設することが予定されています。おそらくこの目標が達成されたならば、日本の

学校教育全体の上に大きな影響があらわれるものと思われます。

★本号においても、「幼児教育の諸問題」と題して座談会を行ないました。ここでは幼児教育の現状、その問題点などが中心としてとり上げられています。司会は昨年五月の座談会の際と同じく、一橋大学の多田先生にお願いし、幼児教育を専門に担当しておられるお茶の水女子大学の津守真、東京都指導主事の高杉自子、全社協保育制度研究会委員長宮下俊彦の諸先生をおまねきし、またそのほかお茶の水女子大学の河野重男先生と、本誌の編集委員長である西田審議官に加わっていただきました。

文部時報十一月号
MJE9480
第一〇七一號
昭和四十一年十一月五日印刷
昭和四十一年十一月十日發行

文部省

所著者有

株式会社

行政学会

帝国地方行政学会

印刷所

株式会社

帝国地方行政学会

印刷所

株式会社

行政学会

印刷所

株式会社

行政学会

文部時報

第 1073 号

昭和41年 12月

学力とその評価

橋本 重治 2

小・中学校児童・生徒の学力

—各年度の学力調査の結果を中心として—

小学校 算数	中島 健三	11
中学校 数学	大野清四郎	17
小学校 国語	藤原 宏	21
中学校 国語	渋谷 宗光	25
小学校 社会	小林 信郎	29
中学校 社会	柳原 康男	33
小学校 理科	平田 嘉三	
中学校 理科	蛇谷 米司	38
小学校 音楽	関 利一郎	43
中学校 技術・家庭	大塚 誠造	
中学校 英語	鈴木 寿雄	51
	宍戸 良平	54

家庭における教育費の比重

大臣官房調査課 62

〔所轄機関紹介②〕

「統計数理研究所」

島田 武彦 71

連載第九回

人物を中心とした社会教育史

駒田 錦一 77

「文部時報」昭和41年度年間目次一覧

87

文部省の会議・行事等から

58

文部省重要通達一覧

95

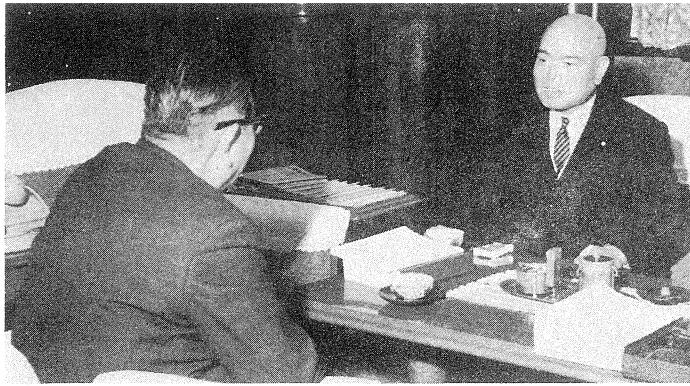
表紙 安部照子 カット 須貝夫早子



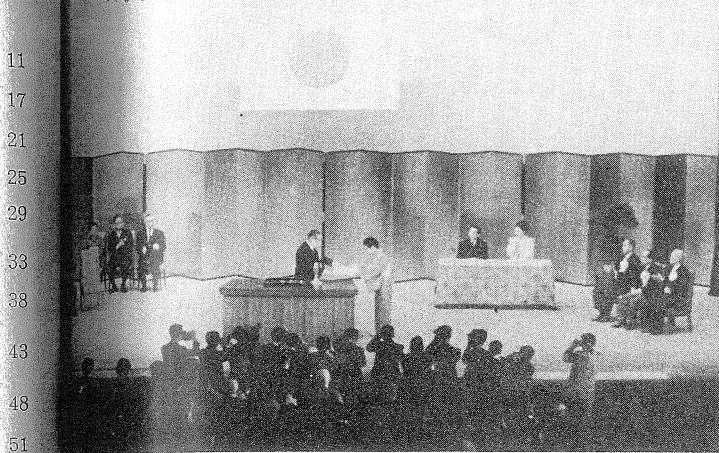
▶新文相に

剣木亨弘氏

12月3日佐藤内閣の改造により、新文部大臣には参議院議員剣木亨弘氏が就任した。剣木新文相は文部省大学学術局長、文部事務次官を歴任した文教行政のベテランで、その手腕が期待されている。
(写真は事務引き継ぎを受ける新文相④)



幼稚園教育90年記念式典



◀幼稚園教育

90年式典挙行

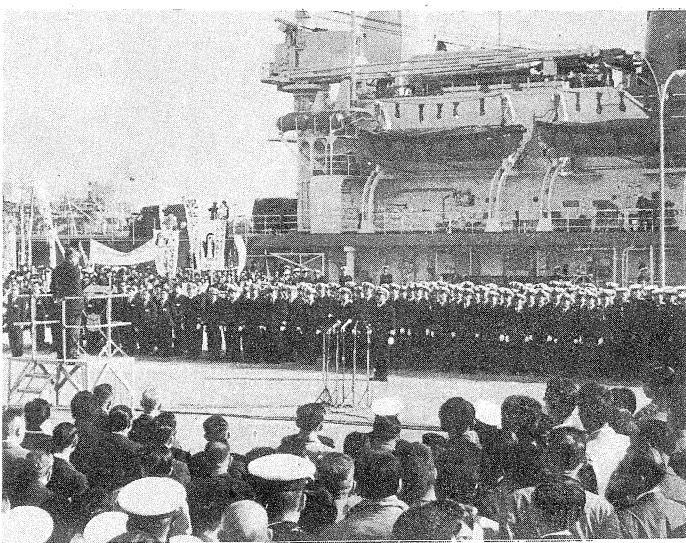
わが国が幼稚園教育を始めてから90年。それを記念した式典が、皇太子・同妃両殿下をお迎えして11月15日国立教育会館で挙行された。式典では462人の幼稚園教育功労者が大臣から表彰された。

(写真は式典での教育功労者表彰の一コマ)

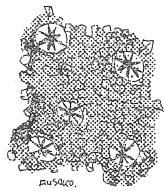
▶観測船「ふじ」

南極へ向かう

南極観測船「ふじ」は、第8次南極観測隊40名と乗組員182名を乗せ、12月1日初冬の風が冷たい東京港晴海ふ頭から南極へ向かって出航した。総行程は22,000浬、オレンジイエローの船体が再び東京港へ帰るのは来年4月19日の予定。
(写真是晴海ふ頭で「ふじ」を背にしての出港式)



人物を中心とした 社会教育史



駒田錦一

社会教育行政を育てた人びと（その一）

一はじめに

わが国の「社会教育行政を育てた人びと」の列伝を記するに当たって、どの時代までさかのぼるべきかについては、いろいろ議論もある。しかし近代的な公教育としての社会教育ないし通信教育は、明治四年七月に文部省が創設されると間もなく同年九月に省内に設けられた「博物局」、翌年一月にこれが改称された「博物館」と、また明治五年四月文部省内に設けられた「書籍館」後の「図書館」にその端緒を見ることができるから、その意味においては明治四年七月から六年四月まで文部卿の職にあり、文部省の発足当時から「学制」とならんで社会教育を教育振興の重要施策として確立した大木喬住の名があげられるであろう。また明治十二年に公布された教育令は、あらゆる教育機関に關する基本的な条項を確定しようとする方針のもとに起案されたものであるが、その条文の第一条には、書籍館の名称が掲げられ、幼稚園、学校と並べて、書籍館は公・私立の別なく、みな文部卿の監督下にあるべきことが定められている。この規程は図書館の名称が教育に関する条文のなかに掲げられた最初のものであり、また図書館を教育制度の一部として取り扱う方針を明確にしたもので、文部省が学校教育のほかに、社会教育施設をあわせももとうとした意

図を明瞭に示すものであるが、この法令の立案の中心となった人は田中不二麻呂であった。もともと明治四年以来の博物館や図書館の施設を推進したのは、海外の事情ことにアメリカの教育状況を観察し、諸外国の社会教育施設に深い関心を寄せた田中の構想によるものであつたし、十二年の教育令の制定当时彼は文部大輔としても、彼の役割は大きく、社会教育行政を育てた人びとの列伝からはずすことはできない。

また「通俗教育」という言葉が法令の上にあらわれるのは明治

十九年に制定された文部省官制であつて、その第十条に学務局があげられ、第一第三課ニ於テハ師範学校・小学校及通俗教育ニ関する事務ヲ掌ル」とあり、翌二十年には「図書館博物館及教育会連俗教育ニ関スル事務ヲ分掌セシム」となつて、普通学務局の事務局を明らかに、その行政責任を明確にしてゐるから、その当時十八年十二月から二十二年二月まで文部大臣の職にあつた森有礼の名も見のがすことはできないであろう。

図書館は教育会の廃止後、明治二十三年十月小学校令が改正された際、小学校令のなかに規定された設置廃止その他については、小学校令の条項が適用されることになつたが、これは図書館が少しだいに制度化して運用される方向をとつたことを示すものといえよう。しかし図書館の設置運営は学校とはいぢるしく異なるので、これを別個の法令によつて規定することが必要となり、明治三十二年十一月図書館を学校から分離して独立の規程をもつて統

備され、少なくともその基盤が組みられたのに明治四十一年である。具体的には明治四十四年文部省に通俗教育調査委員会が設置された時期であったと思われる。その意味において、牧野伸顕のあとをついで四十一年七月から四十四年八月まで文部大臣の要職にあつた小松原英太郎と、小松原に迎えられて文部次官となり、通俗教育委員会の組織を確立した岡田良平を見のがすことはできな。この意味で「社会教育行政を育てた人びと」列伝は必ず小松原英太郎と岡田良平の両氏から筆を染めなければならぬ。

二 小松原英太郎

などの重要問題に当面したが、特に幸徳秋水事件を契機とする国民道德振興問題と関連して、教員待遇の改善、実業教育の振興、社会教育の振興（具体的には通俗教育、文芸各委員会の設置）などの対策を論じた。その後教育調査会委員、臨時教育会議委員をつとめたが、大正五年枢密顧問官に任せられた。なお拓殖大学長、国学院大学長、皇典研究所長などもつとめたことがある。

「文部省の教育施政方針は、小松原現文相に至って、著しく社会教育的傾向を帯び来れりといふ」と明治四十二年十二月十五日号の教育時論にも指摘されたように、小松原の社会教育に対する関心はみなみならぬものがあった。その理由としてはいろいろ考えられるが、一つは彼の履歴からも察せられる通り、新聞記者としての過去の経験が民衆教育の重要性に眼を開かせたものであろう。しかもこのことは教育と「密接なる関係」をもつものであるから、「教育普及に対する目下の急務は、社会教育普及の改善に在り」と通俗講演会、教育幻燈会、巡回講話等を奨励し、一面学校との連絡を鼓吹（前掲教育時論）したものと思われる。明治四十二年正月社会教育についての談話として時事新報に掲載された彼の談話、「教育は元来単に学校のみ限られた事業に非ず家庭教育、社会教育等彼此相俟つて始めて効果を挙ぐべきは今更

輔するためには「図書館令」が公布された。ここにはじめて社会教育施設が独立の制度として確立され、社会教育行政は新段階にいることになった。当時文部行政の責任の地位にあったのは樺山資紀であった。図書館はその後しだいに整備の度をはやめていったが、明治三十九年十二月の「図書館ニ闕スル規程」、同四十三年六月の「図書館令施行規則」の公布によって、いよいよ制度の充実が図られることになった。前者は牧野伸頃、後者は後に述べる教育委員より建議があったことは青年団体に対する文部省の関心を高め、その結果これに対し「適宣指導ヲ加フルニ於テハ容易ニ通俗教育上著大ノ効果ヲ収メ得ベキ儀」として、文部省普通学務局長通牒「青年団体ニ闕スル件」が発せられたのは三十八年十二月のことであり、戦時中各所において行なわれた通俗講演会、幻燈会等「教育上多大ノ利益ヲ与ヘタルコトヲ認メラレタ」施設を継続し拡張普及せしめる趣旨の通牒が出されたのは三十九年三月のことであるが、前者は桂太郎總理大臣文相兼機時代であり、後者は牧野伸頃の文相時代であった。当時これを助けたのは普通学務局長次官を歴任した沢柳政太郎であった。これらの人びとは社会教育のいわば草創期にあって、社会教育発展の気運を醸成した人たちであり、これら人びとの努力が因となり果となつて、しだいに社会教育行政機構が組織され、整備されるのである。

事新しく言うまでも無きことなるが從来我邦にて教育と云へば一般には直ちに学校教育を指すものと解せられ家庭社会等の教育が割合に等閑視せられたるは甚だ遺憾の事と言わざるを得ず……社会教育を誘導奨励して十分の發表を遂げしむるは蓋し現今之急務なるべし」は、彼の社会教育顧をしめすと同時に、それから六年近くたった今日依然として同様の嘆きがくり返されていることにいささか感慨なきを得ない。

また彼の在任中内務大臣であった平田東助は産業組合中央会の会頭の地位にあり、ともに報徳教の信奉者であった。しかも彼が次官として任用した岡田良平の実弟一木喜徳郎は内務次官であったから、從来とかく調和を欠きがちであった両者の関係が緊密になつたことは疑いなく、文部の施政が内務省の地方自治振興政策の線に沿つて、いわゆる「地方改良的社會教育」が促進されるであろうことは想像にかたくない。そしてこのことは当然中央地方を通じて社会教育行政組織整備へ彼の意欲を傾斜させたものと思われる。

小松原が社会教育の事業として考えたのは、

(一) 積極的方面 通俗講談会、通俗図書館、通俗博物館の設置、劇場客席の改良等の事業

(二) 消極的方面 未成年者の飲酒喫煙の禁止、各種の矯風会等

であったが、後に設置された通俗教育調査委員会の事業は彼のい

う積極的方面に照應するものであった。

彼はまた青年の教育にとくに注意をはらい、地方における社会教育の重要な足場として青年団体の存在を重視した。しかしどちらかといえど青年の風紀維持といつた道德教育面に対する関心が強かつた。彼は日露戦役後「一般社会の風紀漸く弛み、青年の気風情弱に流れ、勤勉着実を欠く傾向あり」として、地方教育会が絶えず地方風紀の廢棄、人情風俗の模様に注意し、地方風紀の改善、国民品性の陶冶、国民道德の進歩向上につとめることを要望した。四十三年三月彼は補習教育に關し功績ある優良青年団八十二團体を表彰した。優良青年団表彰の初めである。彼は青年団体の事業としては風紀維持を第一に、次いで夜学および補習の設備を重視した。

明治四十四年五月彼が通俗教育調査委員会および文芸委員会を設置したのは、彼の日ごろの構想を実現したものでもあったが、これを促進したのは前年起こった大逆事件であった。したがつてこの委員会は国民思想健全化のための社会教育の奨励を直接の目的として設置されたのである。小松原は大逆事件直後「刻下の急務として (一) 師範教育の改善と小学校教員の優遇 (二) 寒業補習教育及び低度の職業教育の奨励普及 (三) 社会教育の奨励と興隆の三項をあげてあるが、両委員会の設置はその第三項に該当するものであった。

通俗教育調査委員会は通俗教育に關する事項を調査審議するもので、文部大臣の命により通俗教育に關する講演または材料の収集および製作をなすものとされた。委員会は三部に分れ、第一部

三 岡田良平

岡田良平（一八六四—一九三四、元治元年—昭和九年）静岡県

とも彼も自説するように「通俗教育勃興の氣運」を醸成した功績は見のがすことはできない。しかし何事もひとりの力では成就することはできない。彼を助け、彼がその理想や抱負を実現に移した陰の功労者として、終始彼を補佐し、彼と難難をともにした當時の次官岡田良平の名を忘れるることはできない。

岡田良平（一八六四—一九三四、元治元年—昭和九年）静岡県小笠郡倉真村において、遠江の藩士岡田良一郎の長男として生まれた。岡田家は遠州有数の素封家であり、当主は代々庄屋をつとめ、有識の士であった。ことに祖父清忠は報徳教を深く信奉し、また家産を興してこの地方の中心人物ともなつた人である。父良一郎はそのあとを継ぎ、家塾「冀北學會」を建て、近在の子弟の教育につくし、明治八年二宮尊徳の教えを基盤として報徳社を組織し、その社長となつた。そしてこれが後に中央報徳会（明治三十八年）となり、さらに大日本報徳社（大正十三年）に発展するのである。彼はまた政治にもたずさわり、文字どおり地方の信望を一身に集めた人物であった。

岡田良平はその家に生まれ、幼少より報徳教の薰化をうけ、謹厳な家庭教育によって育てられた。小学校を卒業するや、冀北學會において英語、漢字を学んだが、明治十二年上京して府立第一中学校を経て大学予備門に入学、明治十六年東京帝国大学文科大学に進み、哲学を学んだ。大学卒業後大学院にはいつてさらに研

部省の原案としては「通俗教育上の中央機関」として、地方公共団体、教育会、青年団体その他地方諸団体をして地方における通俗教育に當たらしめるといった、あたかも事實上の社会教育局を設置し、全国の教育会・青年団等を駆使して社会教育の推進を果たそうという構想であったが、一部委員の反対によつて原案は修正され、中央社会教育行政機関として性格は弱められた。しかし委員会の活動内容は、その後大正から昭和の初めにかけての社会教育の主要部分を指向するものであり、その後の社会教育行政調査委員会はその後大正二年行政整理のさい廃止されたが、その事業の一部は文部省の普通学務局に移され、やがて第四課として社会教育行政の中核機関として発展する素因となつたからである。その意味で小松原はわが國の社会教育行政を育てた人びとのなかでは先ず指を屈しなければならない功労者の一人である。少なく

究を続けたが、明治二十三年第一高等中学校に奉職、明治二十六年文部省にはいり、その後昭和二年に文部大臣を辞任するまで一貫して教育行政に關係し、教育行政史上多くの業績を残したのであつた。

文部省にはいって後は視学官、參事官、山口高等中学校長、文部省書記官、視学官兼參事官、高等教育會議員を歴任した。第二次山県内閣の津山文部大臣のとき參与官となり、教育基金の施行および実業専門學校の設立につくした。その後明治三十三年実業務務局長となり、翌三十四年菊池文部大臣のもとに總務長官となり、その後明治三十六年まで二年余三代の文部大臣に仕え、専門學校会の施行、私立學校の發展に尽力し、また教科書國定制度の発端を開いた。明治三十七年には貴族院議員に勅選され、明治四十年には京都帝國大學總長となつた。そして明治四十一年第二次桂内閣のとき、小松原文部大臣のもとに文部次官となり、南北朝正嗣問題に關する陸史教科書の修正、高等中學校会の制定、通俗教育調査委員会および文藝委員会の設置等について、文字どおり文相の片腕として活躍した。その後大正五年十月寺内内閣の文部大臣となり、臨時教育會議を興し、明治三十年代以来多年の急案となつていていた學制改革の問題を解決した。岡田はこの問題に關しては参与官時代から関与しており、教育調査会の委員も兼ねていたので、學制改革は彼の積年の関心事であったのである。また義務教育國庫負担法の制定、國民道德の振興を基盤とする各學校の教育目標の設定等につとめ、後の文教政策の方向決定に重要な役割を果たした。

政に關するものであつた。すなわち

一 朝野關係各方面ノ連絡ヲ保テ通俗教育ニ關スル事項ヲ審

該議スル為文部省ニ調査會ヲ設置スルコト

二 通俗教育ニ關スル施設ノ計画及実行ノ事ニ當ル為文部省ニ

主任官ヲ設クコト

三 地方團体及教育會其ノ他ノ公益團体ノ協力ヲ促シ可成各地

方ニモ通俗教育ニ關スル主任官ヲ置カシムルコト

四 通俗教育ノ事ニ當ルヘキ者ヲ養成スル為相當ノ施設ヲ為ス

コト

といつものであつた。やがてこの答申は着々として実施に移されたが、この実現に、大きく貢献したのは、大正八年普通學務局長第四課長になつた乗杉嘉寿であった。

第二期における岡田の社會教育行政に対する最大の貢献は青年訓練所制度の創設であろう。青年訓練所は臨時教育會議において、小學校修了後勤労に從事する青少年に對して兵式訓練の施設を設けるため、大正十五年四月二十日青年訓練所令および青年訓練所規程が公布された。青年訓練所は十六歳から二十歳までの男子を四年にわたり訓練するものであり、大正十五年この制度が創始された際設立された青年訓練所数は一万五千五八八、生徒数八九方一千五五五名に及んだ。そしてこのとき岡田を助けた、この制度を實現せしめるにあつたのは、當時

な役割を果たした。大正十三年には加藤内閣に迎えられて再度文部大臣となり、配屬將校による學校教練を開始し、青年訓練所を設置して、軍事訓練を學校教育および勤労青少年教育に導入したのである。また後にもふれるように、岡田は社會教育にも関心深く、明治末年から自ら報徳社の社長であつたが、官民有力者の協力を得て中央報徳社を創設し、產業組合中央会の会頭もつとめ、地方改良事業の推進、教化團體の育成、國民教化運動の振興等社會教育面においても重要な役割を演じた。昭和八年には文政審議會副總裁となり、枢密顧問官としても教育の發展に寄与した。

彼が小松原とともにわが國社會行政組織整備のため通俗教育調査委員会を設立した前後に果たした役割についてはさきに述べた。しかし彼はやがてわが國文政の最高責任者として彼の抱負を実現する機会を与えられた。岡田が文部大臣として台閣に列したのは、大正五年十月から同七年九月までと、大正十三年から昭和二年四月までと前後二期に及んだ。

第一期における社會教育行政に対する彼の功績は何といつても臨時教育會議を設置し、通俗教育の改善策について諮詢したことであろう。臨時教育會議が社會教育に關する彼の諮詢に答えたのは大正七年十二月のことであり、岡田はすでに閣僚の席から退いた後のことであった。しかしその後のわが國の社會教育行政の改善と拡充に画期的な役割を果たした。この答申には、むしろ彼の在任中の成果であったといつてよい。この答申の内容は十一項にわたるものであつたが、そのうち一項から四項までは社會教育の行

普通學務局長であった闕屋龍吉であった。闕屋は岡田の深い信託を受けていたのである。

「社會教育行政を育てた人びと」列伝のなかで、統いて取上げるべき人物は、文部省における最初の社會教育關係事務を主管する独立の課、すなわち普通學務局の第四課の長となつた乗杉嘉寿であろう。

乗杉嘉寿（一八七八—一九四七 明治十一年—昭和二十二年）

は富山県乗杉嘉寿の二男として東京府に生まれた。明治三十七年東京帝國大學文科大學哲學科を卒業、直ちに大學院にはいり実践哲学を專攻したが、同年十月文部屬に任ぜられ普通學務局に勤めた。四十年八月普通學務局第二課長となつたが、四十一年第五高等学校教授となりやがて生徒監に補せられ、學生の指導に当つた。四十三年關東都留秘書官となり大連に赴き、文書課および秘書課に勤務したびたび課長代理をつとめた。大正二年十二月再び文部省に復帰し、督學官に任せられたが同四年時局に關する教育資料調査委員となり、学者研究者を勤員して広く内外の情況を調査せしめ、その成果を刊行した。また有力な資料を展覧し、多大の好評を博した。このときフィヒ、デューイ等も紹介され、通俗教育はいちだんの進展を見るに至つた。同六年教育および教授法研究のため一か年半米國および英國へ一か年半の留学を命ぜられたが、彼はさらに時局教育狀況視察のためフランス、イタリア

等を巡遊し、七年十二月帰朝、八年一月文部省図書官兼督学官に任命され、同年四月文部事務官として普通学務局勤務を命ぜられ、通俗教育の主任官となつた。同年六月普通学務局に第四課が新設され、課長となる。

彼は大正十三年六月松江高等学校長に転出するまで、主任官や第四課長時代自ら社会教育課長と称したほど、社会教育の振興に熱意を見せ、終始獅子奮迅の活躍ぶりを示した。昭和三年東京音楽学校長に迎えられ、邦楽部を特設した。その後も文部省の社会教育調査委員、著作権審査会委員などをつとめ、引きつづき社会教育のため尽力したが、昭和二十年十月退官、翌二十二年二月一日逝去した。

さきに臨時教育会議の決議に基いて文部省に通俗教育の主任官が置かれ、やがて通俗教育の関係事務を主管する第四課が新設されたことは述べたとおりであるが、このことは社会教育行政機構の中核部が始めて生まれたことを意味し、わが国の社会教育は新段階を迎えるのである。

第四課は從来の通俗教育、図書館、博物館、盲聴教育・特殊教育、青年団体、教育会を取扱うものとされたが、当時の社会教育事務の主要目は、だいたい左記のようなものであった。

一 学校事業の拡張に関する事項

二 青年団体女会に関する事項

三 生活改善の研究並に奨励に関する事項

四 教育的観察施設に関する事項

五 図書館に関する事項

六 通俗図書認定に関する事項

七 善良なる読物の普及奨励に関する事項

八 民衆娯楽に関する事項

九 幻燈活動写真フィルム認定に関する事項

一〇 公衆体育に関する事項

一一 貧困児童の就学に関する事項

一二 特殊児童の教育に関する事項

一三 育英事業に関する事項

一四 職業指導に関する事項

一五 思想問題に関する事項

一六 教育会に関する事項

一七 盲聴教育に関する事項

一八 公休日利用に関する事項

一九 校外取締に関する事項

二〇 公休日利用に関する事項

こえて大正十年文部省官制の改正の際、「通俗教育」の用語が「社会教育」に改められた。明治中期以来かなり一般的に使用され、通俗教育調査委員会と改められ、民衆娯楽調査委員と改められ、民衆娯楽に關する調査研究に當たつては、これは後に社会教育委員の名稱に変えられた。

當時通俗教育調査委員は民衆娯楽調査委員と改められ、民衆娯楽に關する調査研究に當たつては、常に社会教育という用語を用いたにもかかわらず、正式な公用語として決して使用されなかつた「社会教育」がようやく陽の目を見たのである。これは主任官就任以来自ら「社会教育」を標榜した乗杉の努力の結果であつた。しかし彼は遂に正式の「社会教育課」長になることなく、松江高等学校に転出した。文部省分課規程が改正されて、第四課が「社会教育課」とな

彼は臨時教育会議の答申の線に沿つて社会教育の推進に当たり、着々と実行に移していった。その中でも彼が第一に手がけたのは学校拡張であった。すなわち文部省は大正八年始めて成人に広く教育の機会を与えるため、全国各地の大学および直轄学校に委嘱して講演会、講習会を開催した。文部省が開設した成人教育講座の始まりである。この種の施設はその後、年を追つて拡充された。臨時教育会議は上述のように文部省に通俗教育の主任官を置くことを決議したが、同時に各地方にも同様の主任者を設けることを勧告することを忘れなかつた。その結果文部省においてはいちばん主任官の設置を見たが、各地方に主任者を配置することは必ずしも容易のことではなかつた。なぜならそれに必要な人件費をねん出することが困難であったからである。そこで日清戦役の賠償金の利子五十万円を以て、これまで人件費を除き、普通教育、通俗教育、青年団体等の経費にあてられた教育資金を、地方における社会教育事務取扱主任吏員設置のために使用する方途を講じ、右吏員一名分に対する俸給手当にあてるため、年額およそ二千円以内を道府県に交付することによって、全国に社会教育主任を設置せしめることに成功したのである。この通牒が発せられたのは大正九年五月五日のことであり、ここに地方における社会教育行政機構確立の第一歩が印せられたのである。こうして中央地方を通じてわが国の教育行政はいちだんの整備を見ることになった。しかしたんに組織をつくるのみでじゅうぶんの効果をあげることは困難なので、大正九年六月社会教育事務担当者を対象とする社会教育講習会を開いて彼らの研修指導に当たるほか、

同年十月には社会教育調査室に社会教育研究会を設けて、社会教育の発展を期したのである。大正十年には第一回全国社会教育主事会議を開催した。

彼は大正十年「図書館教習所」を設けて、図書館職員の養成に着手したが、これは図書館事業にとって画期的な奨励策である。団体指導の面では、青年団に対しては従来の政府の方針を踏襲发展させ、修養の手段として補習教育を重視した。また大正十一年には欧米のボーイ・スカウトを範とする「少年団」について、三島通庸等の少年団指導者、学校教育関係者等を委員として研究調査に手をそめた。彼はまた民衆娯楽の健全な発展について深い関心をもち、映画、図書等の推薦制度を確立した。

彼の真面目を躍如たらしめたのは、實に大正十二年の関東大震災時の活動ぶりであった。彼はいち早く日比谷および上野公園においてレコード・コンサートを開いた。當時多くの人びとは焼野原のなかでわびしいバラック生活を送っており、何のうるおいもない日々を過していたので、拡声機をつかつてのコンサートは彼らの大歓迎するところとなり、これが民衆の復興への意欲を高めたことはいうまでもない。彼はまた日比谷音楽堂に災害児童を集め、近隣から急ぎよとりよせた教科書を用意し、大学生に命じて連日彼らの補習教育に当たらせたのである。繩張り意識の強い官僚のなかにあって、専門学校長の了解もなしに大学生を駆使するのは、いう一部の非難に對して、彼は文部省を代表してやつたのだと、その意氣たるや正に当たるべからざるものがあった。また三島通庸等を督励して、ようやく組織された少年団の実際活動として罹災者の救済にあたらしめる等、文字どおり七面八びの活動ぶりを見せた。

彼はまた現在の皇后陛下、當時の久邇美良子女子が罹災者のために着物を縫つておられるお姿を撮影し、これを震災映画にとり入れ、この映画を利用して全國九十九か所で講演会を開き、国民の精神作興を呼びかけたのである。當時文部省の予算は二万円しかなかったので、不足分二万円は彼が中山太陽堂に交渉して寄附を始めたものであった。またこのとき現在の今上陛下、當時の摂政官が早朝八時焼あとを視察されたが、この写真は陸軍省が日活に命じて撮影したものであった。彼は宮を軍のみが独占することを不可とし、自ら陸軍大臣のもとに赴いて同意を得、文部省の映画に加えるなど、その行動は端倪すべからざるものがあった。普通官僚にして容易にし得ざるはなれわざであったといえよう。このことがもとになってじ後宮内省映画はすべて文部省の手によつて領布することになった。彼は陛下の行幸際の学生の堵列の世話を引受けけるなど、およそ他の部局に屬せざる事務はいっさい社会教育としてとり上げたのであった。このような彼の活動ぶりが規矩違縛を重んじる官僚の間に摩擦を生じがちであったことも想像するに難くない。「油乗杉」の署名はこうして彼に授ぜられたのである。しかし彼が社会教育を文部行政の一角にいくこませ、社会教育行政の地位を固めた功績は忘れる事はできない。

(つづく)

★十一月末に有田前文相から学力調査に関する今後の方針が発表されました。それによれば、今後の学力調査は、國および地方の教育行政機関がその結果を各種の施策に役だせることを目的として、小学校および中学校の各最終学年の児童生徒につき、昭和四十四年度から、それぞれ、おおむね三年ごとに、国語の読み書き、読解等に関する基礎的能力および数量等に関する基礎的能力を中心として、悉皆調査を行なう建前として、調査の内容等細部については、今後検討するものとする、としています。

昭和三十一年度から開始された学力調査も本年度で十一年目をむかえたわけですが、ここで一應の区切りがなされたことになります。本号ではこの十年間のしめく

くりをかねて学力調査の特集を行ないました。東京教育大学教授、橋本重治先生に「学力とその評価」について執筆をお願いしました。ここでは学力評価の問題は、その第一段階の仕事として、学力を分析し、分析された一つ一つの学力の構造や特性を明らかにすることが必要であり、その分析のし方は教科によって、経験的領域による分析、構造的機能的分析のいずれかの方法によってなされることが指摘展開されています。

その他、小学校・中学校別に各教科にわたって、担当の教科調査官に執筆していただき、各年度の学力調査の結果を中心として、正答状況の推移や、学力の弱い面、基礎的知識や技能の習得など問題点を明らかにしました。

文部時報
十二月号
第一〇七三号
昭和四十一年十二月五日 印刷
昭和四十一年十二月十日 発行

所著作権	文 部 省
発行者	帝国地方行政学会
会社	小川平二
印刷所	東京都立川市曙町三の五五
株式会社	行 政 学 会 印 刷 所
電話	東京都新宿区西五軒町五二 (268) 二二四二(代)
振替口座	東京一〇、〇〇〇番
定価	一冊 七十円
送料	六円
購 読 料	一か年 八百四十円 (前納の場合は送料不要)

ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。なお購読の申し込みは、直接発行所またはもよりの書店にお願いします。

謹
賀
新
年

文部時報

第 1074 号

昭和42年 1月

年頭の所感

劍木 亨弘 2

今後の教育に期待するもの

松下幸之助	4	藤井丙午	9
坂西志保	14	諸井三郎	18

将来の国民生活と教育

矢野 智雄 22

経済発展と教育

宍戸 寿雄 29

—新経済計画における教育の問題—

わが国における

教育と経済の発展に関する一考察	奥田 真丈 35
-----------------	----------

小・中学校における学力のひらき	笠岡 太一 45
-----------------	----------

* * *

資料紹介

1985年への考察

—フランスの長期展望—	大臣官房調査課 57
-------------	------------

〔所轄機関紹介③〕 緯度観測所	千田 誠一 68
-----------------	----------

〔隨想〕	成田 喜英 77
------	----------

〔新刊紹介〕	74
--------	----

〔最終回〕 人物を中心とした社会教育史	
---------------------	--

社会教育行政を育てた人びと (その二)	
---------------------	--

駒田 錦一 82

昭和42年度使用表紙図案入選者一覧	13
-------------------	----

文部省の会議・行事等から	64
--------------	----

文部省重要通達一覧	95
-----------	----

表紙 城野聰 カット 須貝夫早子



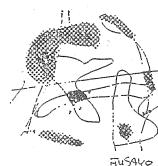
岩国錦帯橋

岩国の狭い町中を抜けると、眼前が急にひらけ、純日本的な風景がそこにあった。木々のしげる小高い山の上にそびえる白亜の岩国城天守閣、そのふもとを流れる錦川にかかる五条の奇橋錦帯橋。日本の歴史が山陽路の奥でひっそりと息づいている感じだった。〈梢〉

人物を中心とした

社会教育史

一 駒 田 錦



五 小尾範治

社会教育行政を育てた人びと（その二）

天衣無縫というか、とかく奔放闊達で、「猪突的に社会教育振興に邁進した」乗杉が、わが国の文部行政の一角にうちこんだ社会教育行政を、より合理的に、より思索的に、より体系的に整備し発展させたのは、乗杉の後を継いで第四課長になった小尾範治であった。彼は乗杉が松江高等学校に転出した後、大正十三年五月普通学務局長に就任したばかりの閔屋龍吉に迎えられて、同年六月小樽高商教授から文部省にはいった。閔屋と小尾は一高時代からの旧友の間柄であったのである。

小尾範治（一八八五—一九六四、明治十八年—昭和三十九年）は山梨県小尾礼七の長男として同県北巨摩郡甲村に生まれた。明治四十三年東京帝国大学文科大学哲学科を卒業、ただちに大学院にはいったが大正元年退学、大正二年福岡県立八女中学校、大正六年山梨県立甲府中学校の教諭となり、大正七年小樽高等商業学校教授、同十年より二年間倫理学およびドイツ語研究のため米国およびドイツに留学し、さらに英伊を巡遊して、十三年帰朝したが、同年六月文部省に迎えられ、普通学務局第四課長を命ぜられた

た。同十三年十二月文部省官制分課規程の改正により第四課が社会教育課と改められたとき、名実ともに、初代の社会教育課長となつた。昭和四年七月文部省に社会教育局が新設されたとき、社会教育官兼督学官となり、同局成人教育課長に任せられ、庶務課長を兼務した。昭和七年四月社会教育局青年教育課長に転補されたが、依然庶務課長を兼任した。昭和九年五月文部省を辞し、日本放送協会の初代教養部長となり、わが国の教育放送の普及と発展に貢献した。昭和十五年放送協会を辞し、ゆうゆう自適の生活にはいったが、その後は彼の本来の専門である哲学や倫理学の研究と著述に専念した。昭和三十九年一月十二日せし去。彼はつとにスピノザのエティカ（倫理学）を翻訳出版したが、このほか重要な著書として、左のようなものがある。

社会教育思潮
社会教育の展望
世界の青少年運動
社会教育概論
学校放送の実際とその利用
生・道・教
世界哲学
ブルーノの世界観

昭和二年 同七年 同十年 同十一年 同十三年 同十五年 同十八年 同九年

さきにも述べたように文部省の普通学務局は大正八年四月從来

の三課に第四課、第五課を加えて五課編制となり、第四課がこれまでの通俗教育に関する事務を取扱っていたが、その管掌する事務はきわめて広範囲にわたるものであった。大正十三年十二月二十五日文部省の分課規程が改正されたとき、普通学務局は学務課、社会教育課、庶務課の三課に再編成されたが、このとき第四課から改称された社会教育課の所管事項にも若干の移動があった。すなわち、旧第四課の所管事項のうち盲啞教育および教育会に関する事務は学務課に譲られ、社会教育課は、一、図書館および博物館、二、青少年団体および処女会、三、成人教育、四、特殊教育、五、民衆娯楽の改善、六、通俗図書認定、七、その他社会教育に関する事項を主管するようになった。このことは社会教育課の実現を機として、社会教育固有の事務領域がしだいに明確化され、社会教育行政の体制がほぼ現状に近いものに整理されたことを意味する。その後わが国の社会教育行政の力点は男女青少年団体の指導と成人教育、それに加えて從来の通俗教育の中心であった民衆娯楽や通俗図書の普及改善にしほられることになった。昭和四年社会教育局が創設されたとき、青年教育、成人教育および庶務の三課に編成されたのは、社会教育課創立当時の行政体系を基盤としてこれを発展させたものといつてよい。いずれにせよ、わが国の社会教育行政、少なくとも戦前までのその基本的方向は閔屋一小尾のコンビのもとに確立されたといつても過言ではない。そ

の意味において小尾の果たした役割はきわめて重要であった。

彼はその著「社会教育概論」において、「わが国の独創にかかるものと言つてよい」社会教育という言葉を定義し、社会教育は「社会が社会によって社会を教育するところの教育」であるとし、その角度から社会教育の主体と客体を考えた。まず社会教育の主体としては、ひろく社会人と機関施設をふくめ、「およそその対象にある教育教化の作用を及ぼしうる者であれば、何人であつても教育の主体としての立場をもつことができる」とし、また機関としては、「それが教育的意義をもつてゐる限り社会教育の機関として利用することができる」とした。また客体に関しては「統べての社会人」が社会教育の対象となると述べた。このよくな立場から、社会教育の対象として、学校の児童生徒を含め、ことに児童の校外生活の指導を重視した。また「両親に代つて、青年に対し適切な指導を施し、青年の危機を過ちなしに経過せしめること」は社会教育の重要な任務であるとし、青年学生を対象とする各種の教育教化運動を欠くべからざるものと考えた。

彼はまた義務教育修了者にして職業に従事している一般青年に対する教育の重要性を強調し、壮丁教育調査における尋常小学校・高等小学校・実業補習学校後期それぞれの卒業生の成績の比較検討から、ひろく勤労青少年に対する補足継続教育の必要性を説いた。さらに青年のみならず、すでに職業生活または実生活の対する教育の重要性を強調した。このように児童生徒を含め、ことに児童の校外生活の指導を重視した。また「両親に代つて、青年に対し適切な指導を施し、青年の危機を過ちなしに経過せしめること」は社会教育の重要な任務であるとし、青年学生を対象とする各種の教育教化運動を欠くべからざるものと考えた。

ことであろう。この学級は、「青年及成人労務者中優秀なる人格才能を有する者に対し一般的教養並訓練を与え是等労務者の中堅人物を通じて一般労務者の教養を高むる」ことを目的とし、毎週二回、毎回約三時間授業を原則とし、一組の生徒定員を約五十とし、労働者の多い主要都市に開設した。この教育方式はイギリスのチュートリアル・クラスにならつたもので、指導員をおいて学習の指導に当たらしめた。また学習のカリキュラムはドイツの民衆大学にその範をとつたのではないかと思われる。このような新しい労働者教育の方式が考案されたのは、外国の教育事情に対する知識経験の豊かであった小尾の創意にまつこと大であったと思われる。後に輔導学級とあわせて、一般労務者を対象として実施した「労務者講座」の修了生からなる日本労務者教育協会が設置されたが、これはまさにイギリスのW・E・Aの創立を想わせるものがあった。

今一つは彼が昭和五年家庭教育振興に関する文部大臣訓令に基づき、家庭教育振興のため、従来の婦人講座、家庭教育講座に加えて「母の講座」を開設したほか、婦人団体の「奨励を促し之を通じて一般婦人の自觉を喚起する」(大臣訓令)ため、全国婦人団体の連絡、指導機関として「大日本連合婦人会」を結成せしめたことであろう。

第一線に立っている一般成人に、「その余暇を利用して教育に与らしめるることは最も肝要なこと」であるとした。このような考え方から、彼は社会教育の対象を主として青少年と成人に分け、そこから社会教育を体系づけ、それを社会教育の行政施策に移していくのである。

彼は大正十三年最初の社会教育課長に就任して以来、着々として社会教育行政の整備と充実に当たつたが、十四年には地方社会教育職員制を公布して、地方における社会教育行政の確立を図つた。また、各種社会教育団体を助けてその中央組織を成立せしめた。すなはち大正十三年には大日本連合青年団、昭和三年には財團法人教化団体中央会、昭和五年には大日本連合婦人会、昭和六年には日本労務者教育協会等である。

ことに特筆すべきことは、大正十五年「青年ノ心身ヲ鍛錬シテ国民タルノ資質ヲ向上セシムル」ことを目的として、おおむね十六歳から二十歳までの男子を対象として、「青年訓練所」を設置したことである。ここにわが国の青年教育制度は新しい段階にいたことである。ここに社会教育局は新しい段階にいたことである。

社会教育局成立後成人教育課長となり、成人教育行政の発展に力を尽したが、特に注目すべきことは、このとき始めて文部省の機関として文部省内に社会教育局創設の気運を醸成し、昭和四年明治四十三年東京帝大法科大学政治学科を卒業、山形県属、同警視、富山県および東京府理事官を歴任し、大正六年文部省参考官として普通学務局に勤務、同八年同局第一課長に任ぜられ、その後秘書課長、文書課長を経て、大正十三年宗教局長となる。昭和四年七月文部省に社会教育局が創設されたとき、初代の社会教育局長となつた。彼が社会教育行政に直接関与したのはこの時が初めてである。彼は新しい局の創設事務に当たり、これが整備と拡充に尽糞したが、当時浜口内閣の最大の課題であった経済再建と国民精神の作興をはかるため、政府の重点施策として取り上げられた教化総動員運動の主管部局の責任者として、これまで宗教局長として彼と関係深かつた宗教団体や教化団体等を動員して国民運動を展開したことこそ彼の精神を傾けた大事業であり、むしろ彼の本領であったといえよう。しかし、彼はこの職にあること

と三か月余、十月には職を辞し、野に降ったが、昭和七年再び宗教局長に復帰し、昭和九年普通学務局長に任命された。昭和十年東京女子高等師範学校長となり、文政審議会、宗教制度調査会、教育審議会、宗教文化方策委員会、日本諸学振興委員会等の委員を兼ねたが、昭和二十年女子学習院長となり、これが廃止になるまで在任した。その後宗教審議会、文化財保護委員会等に関与したが、昭和四十一年一月九日せい去した。

彼は、昭和四年七月一日勅令二一七号により、社会教育局が創設されたとき、初代社会教育局長になったのであるから、その意味においては、社会教育行政整備発展の功労者ということができ。しかし、彼は局設置と同時に宗教局長からすでに御膳立のそろった社会教育局にその長として座ったのであるから、少なくとも局創立までの実質的な功績は、局昇格に価するだけの社会教育行政事務領域の拡充と整備を行ない、そのための条件を整えた前記小尾社会教育課長や常に彼を背後から支持激励し、また自ら青年教育行政に新しい方向を開いた閑屋普通学務局長に帰すべきである。新設の社会教育局の所管事務は、青少年団体、青年訓練所、実業補習学校、図書館博物館その他観覧施設、成人教育、社会教化団体、図書の認定および推薦、その他社会教育に関する事項とされ、青年教育、成人教育、庶務の三課がおかれ、同時に社会教育の「指導監督を掌る」社会教育官八名が新設された。彼

う立場から、「各教化団体の平素の主義、教義主張をそのまま徹底してもらえば、それで結論として運動の主旨が達せられる」とした下村寿一の考えはきわめて賛成であった。事実中央教化団体連合会を始め、多くの社会教育団体はその全組織をあげて教化総動員の活動に従事し、協力の実をあげたのである。後に日華事変は発生に際して、政府が昭和十二年に国民精神総動員運動を実施したとき、最初は社会教育局が中心となり、後に情報局にその重心がうつされたが、外郭団体として国民精神総動員中央連盟を結成してこの運動を推進し、常会の方法を採用して、その全国的な組織化と統一化をはかったことを想起するとき、時局の推移と方法の変化にいささか感慨深きものを感じる。

彼はまた地方社会教育の第一線に活躍している社会教育主事の積極的な協力を求めるのを忘れてはなかった。彼は特に全国社会教育主事会議を開催して、教化動員のすすめ方にについて協議し、彼らのこの運動に対する意欲をかりたたせることに成功した。文部省自身としては、「思想文献編纂調査会」に依頼して良書を選定させ、文部省の社会教育施設費で出版したこと、「日出づる国」「覚めよ国民」「二つの世界」などの教化映画を作製したこと。昭和四年度の成人教育講座を特に教化総動員と結びつけ、講座内容に、国民精神の作興、國体観念の涵養、国民生活の改善に関する事項を必ず加えることにして止まつたが、これら事業

は、社会教育官に、その職務に必要な学識、技能、経験を有する者の中から高等試験委員の銘柄を経て特別に任用するみちを開いて、その陣容を整備したが、すでに述べたとおり彼の本領は、これまでに展開した、いわゆる教化総動員運動の元締めとなり、これを推進したことについた。教化総動員運動は下村を中心として初代成人教育課長兼庶務課長小尾範治と初代青年教育課長菊沢季麿とが協力し、前年行政制度審議会の決定に基づき文部省の専管となつた青年団体、教化団体に加えて宗教団体、婦人団体等を管轄したが、運動推進の基本方針として、

教化動員は、一、國体觀念を明徴にし、國民精神を作興する」と、二、經濟生活の改善を図り、國力を培養することとの二つを目的として発足したが、運動推進の基本方針として、

一 本運動は朝野一致して之に当り、特に各種教育機關及教化に關係ある民間諸団体並篤志者等の活動を促すこと。
二 趣旨徹底の方法は、講演、講話、印刷物の配布、其他地方の実情に応じ、最適最好的途を採るべきも、簡易平明を旨とする、
三 本運動は愛國的奉仕運動たるべきこと

の三つをかかげ、教化の方法として、一方的な官庁の押しつけに終わらないよう留意した。国民精神の作興、經濟生活の更新といふが多かったのである。彼はかたわら東大で教育行政を講じ、同名の著書がある。

の大部分は次の社会教育局長閑屋龍吉に引きつがれ、実施されたのであった。

彼はきわめて謹厳誠直の人であり、一事をゆるがせぬ細心さと慎重さをそなえていた。筆者は彼が局長時代机の上に書類が山と積み上げられ、そのかげで執務していた真摯な姿をおもい浮べる。彼の実施した教化総動員運動が一応の成功を収めたのは、時局の要請や彼の宗教局長としての閱歴のほかに、彼の人柄に負うところが多かったのである。彼はかたわら東大で教育行政を講じ、同名の著書がある。

昭和四年青年教育課、成人教育課、庶務課の三課編制を以て充足した社会教育局は、時局の推移とともに課の編成にも若干の異動を生じた。すなわち、昭和十二年には庶務課を映画課と改称、十七年には青年教育、指導、文化施設の三課に再編成されたが、戦雲ようやく急を告げんとする昭和十七年十一月一日には、青年教育課は国民教育局に、指導課は教学局に、文化施設課は教化局に吸収され、社会教育局は十四年の歴史の幕を閉じたのである。このことは社会教育行政の変容を意味するばかりでなく、社会教育そのものの実質的な転換を示すものでもあった。

四年間の空白を経て、社会教育局が再び文部省に登場したのは、終戦の年十月半ばのことであった。そしてその初代局長になつたのが関口泰である。社会教育行政はここに新しい装いを整えて発足するのである。

関口泰（一八八九—一九五六、明治二十二年—昭和三十一年）は、明治二十二年三月関口隆正の長男として静岡市深草に生まれた。大正三年東京帝大法科大学を卒業、同年八月台湾總督府属となり土木局に勤務したが、その後事務官、業務課長、台北營業所長、台湾水力電気株式会社創立委員等を歴任した。その間同志とともに一匡社を創設し、月刊雑誌「社会及國家」を発刊した。大正八年六月總督府を辞し、大阪朝日新聞社に入社、論説班員兼調査部員となつたが、一年にして退社、十年には渡欧して英、仏、独、西、瑞典等各国の政治や社会状況を観察し、ジエーヴの国際労働会議も参観した。十一年六月ロンドンで大阪朝日新聞社へ再入社したが、十二年東京朝日新聞社に転じ、通信部員、政治部員、調査課長、調査部長を歴任、十五年には編集局勤務となり、論説委員を兼ねた。昭和五年政治部長となり、七年にはベルリン特派員としてドイツに駐在したが、七ヶ月にして帰社、論説委員となり特異の論陣を張つたが、十四年退社、寄員となつた。その後鉄道省嘱託や内務省委員となり、東亜交通公社、中日文化協会、華北交通会社等にも関係し、この間滿州、朝鮮、華北、華中

十日には公民教育課が、十二月三十一日には芸術課が新設され、六課編制となつた。（ちなみに青少年教育課は学校教育局に入れられ、大学教育、専門教育、師範教育、中等教育、青少年教育の五課で学校教育局が組織されたのである。）

関口泰は戦前戦後を通じて、終始一貫、民主主義、自由主義の立場から国民大衆の擁護と啓蒙のために戦い、護憲運動や普選運動に共鳴し、憲法や選挙法をわかりやすく国民大衆のために説き、労働問題や公民教育等を始めとして、ひらく社会文化教育の問題に深い関心と理解を示した。戦後の社会教育行政の執行者に彼が選ばれたことはきわめて当を得たことであったし、また新しい社会教育行政の発展のために幸せでもあった。

彼はかねて民衆の生活と職業に即しての公民教育の重要性を貫して主張してきたが、局長となるや新たに局内に公民教育課を設置し、公民教育の普及徹底につとめ、二十一年春の総選挙をひかえて、公民啓発運動を大々的に展開した。当時の公民教育課長寺中作雄の公民館構想も公民教育の一環としてこのころからようやく胎動し始めたのである。

彼はまた二十年末芸術課を創設し、芸術の奨励および調査、文學、音楽、美術、映画、演劇、映画教育、帝国芸術院等に関する事務を所掌せしめ、芸術課長として今日出海を迎えた。後に今が二十一年秋から芸術祭という國の主催による始めての芸術祭典を

等の各地を巡回視察した。

戦後は、昭和二十年十月内閣議会制度審議会臨時委員となつたが、十月二十六日文相前田多門に迎えられて教育研修所長兼社会教育局長となり、戦後の社会教育行政の再建に当たることになった。（ちなみに文部省に社会教育局が復活したのは十月十五日のことであり、局長の事務は次官大村清一が兼扱したので、大村が形式的には初代局長であるが、十日後関口が社会教育局長に就任したので実質的には関口が初代ということになる）しかし、二十一年三月には病を得て辞任、その後は後任佐藤徳一にゆずつた。その後二十二年には論説顧問として再び朝日新聞に迎えられ、後社友となつたが、内閣行政調査部顧問、大学設置委員会委員、内閣選挙制度調査会委員、国立教育研究所評議員を兼ねるとともに、社会教育連合会会長、公明選挙連盟理事等をもつとめた。二十五年四月横浜市立大学長となつたが、二十七年七月辞任。昭和三十一年四月十四日せい去。

昭和二十一年十月十五日文訓五七〇号をもつて文部省に社会教育局が再組織されたとき、文部省の部課の編制にも大幅な異動があり、ほぼ今日の文部省の組織に近いものとなつた。すなわち文部省の機構は大臣官房のほか、学校教育局、社会教育局、科学教育局、体育局、教科書局の五局に再編成された。社会教育局には社会教育課、文化課、調査課、宗務課の四課がおかれたが、十一月

戦後の窮乏と混乱のさなかに開催して、荒廃した人心をうるおしことは広く知られていることである。もちろんそのとき関口はすでにその職を去つていたのであるが。

彼の社会教育行政に果たした役割は、社会教育における公民教育行政を正常化し、これを軌道に乗せ発展させて、やがて新しい社会教育施設公民館誕生へのいとごちを開いたこと、芸術文化行政を文部行政のなかに確立したことであろう。

本稿はもともと「社会教育行政を育てた人びと」を題に列伝ふうに記述するのではなく、わが国社会教育行政の流れのなかで、これらの「人びと」の果たした時代的な役割を明らかにし、その歴史的位置づけを試みようとするものであった。したがつてこのような観点に立つ限り、上述の「人びと」のほかに、なおいくたりかの重要な「社会教育行政を育てた人びと」にふれなければ一貫した論述はできないし、これを逸しては画龍点睛を欠くそりを免かれまいと思う。

たとえば、すでに普通学務局長のとき青年訓練所の制度を創設して青少年教育に新しい支柱を打ち建て、つづいて下村寿一の後を受けて昭和四年十月から同九年四月まで五年余にわたって社会教育局長の職にあり、戦前の社会教育行政を実質的に体系づけ、

★一九六七年新春号は「未來の教育」を特集としました。特集については、將來の國民生活と教育、經濟發展と教育、今後の教育に期待するもの、の三点から未來の教育について考えてみました。「將來の國民生活と教育」では、昨年末の國民生活審議会の答申を中心として、經濟企画庁の矢野智雄参考官に執筆をお願いしました。

國民生活審議会の答申では、「戰後二十年も、非常に大きな余力をもち、それが明暗ともに予想外に大きな影響を与えた時代であったが、つぎの二十年にわれわれが持つれる余力の大きさに思ひいたる」と、それは、日本史のどの時代よりも巨大なエネルギーであるといふなければならない」とし、日本の經濟社会はいぜんとして大きな成長力を持つており、それが國民の生活向上に結びつくかどうかは經濟的余力をどのように使うかにかかっている、と指摘して、「望ましい國民生活の構図」を打ち出しています。

とくに教育に関しては、教育の普及率は高いが、問題は教育の内容にあるとし、主体性と創造力と社會性のある人間を形成するための人間能力の開発を目標とした教育が望ましいとしています。

★「經濟發展と教育」については同じく企画庁の宍戸参考官に論じていただき、「今後の教育に期待するもの」では、坂西志保、諸井三郎両氏の執筆のほかにとくに經濟界から、松下幸之助、藤井丙午の両氏に示唆の多いご意見をいただきました。

ME J 9483
文部時報 一月号
第一〇七四号
昭和四十二年一月五日印刷
昭和四十二年一月十日發行

所有者 東京都立川市曙町三の五五

著作権 発行者 株式会社

文部省 帝国地方行政学会

小川平二 帝国地方行政学会

印刷所 株式会社

帝国地方行政学会

印刷所 株式会社

行政学会

印 刷 所

營業所 株式会社

帝国地方行政学会

館別

東京都立川市曙町三の五五

東京都新宿区西五軒町五二

東京 一〇、〇〇〇番

電話 (268) 二三四一(代)

振替口座

定価 一冊 七十円

送料 // 六円

八百四十円

(前納の場合は送料不要)

ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を

申しうけます。なお購読の申し込みは、直接

発行所またはもよりの書店にお願いします。